

第百二十三回 参議院外務委員会會議録第二号

平成四年三月二十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月四日

辞任

三月二十六日

辞任

堂本

曉子君

補欠選任

三重野栄子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

岡部

久世

関口

原

宮澤

久保田

田

三重野

矢田部

黒柳

立木

猪木

寛至君

国務大臣

外務大臣

政府委員

外務大臣官房長

佐藤

嘉恭君

外務大臣官房領

事務主任部長

外務省アジア局

長

外務省北米局長

外務省中南米局

長

外務省欧亜局長

外務省経済協力

局長

外務省条約局長

外務省国際連合

局長

事務局側

常任委員会専門

員

警察庁長官官房

企画課長

法務省入国管理

局審判課長

小野垣啓一君

漆間

巖君

辻

啓明君

荒

義尚君

谷野作太郎君

佐藤

行雄君

寺田

輝介君

兵藤

長雄君

川上

隆朗君

柳井

俊二君

丹波

本日の會議に付した案件

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○委員長(大鷹淑子君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。渡辺外務大臣。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

改正の第一は、在外公館の設置及び廃止についてであります。今回新たに設置しようとするのは、在アゼルバイジャンを初めとする計十三の日本国大使館並びに在ホーチミン及び在デトロイトの各日本国総領事館であります。各大使館の設置は、いずれも旧ソビエト連邦を構成していた各国の獨立に伴うものであり、すべて近隣国に駐在する我が方大使をして兼轄させるいわゆる兼轄であります。また、各総領事館につきましては、在ホーチミン総領事館は、ベトナム最大の都市であり、インドシナ地域の拠点でもあるホーチミンの重要性にかんがみ、日越関係の発展に寄与するために設置するものであり、在デトロイト総領事館は、デトロイトが持つ日米関係上の重要性及びミシガン州、オハイオ州における邦人保護等の領事事務の増大に対処するために設置するものであります。

また、在ウィニペグ総領事館を廃止することとしておりますが、これは新たな需要増に際して在外公館の拡充を着実に図っていくとともに、可能な範囲で整理合理化を行い、全体として在外の外交実施体制強化を図っていくとの観点から行うものであります。

改正の第二は、在ソビエト連邦日本国大使館の名称を在ロシア日本国大使館に変更する等、最近の国名及び地名の変更に応じ関連規定の整備を行うものであります。

改正の第三は、一部在外公館職員の子どものための経費負担が増大していることにかんがみ、子女教育手当の加算限度額を定額の百分の二百五十から百分の三百五十に改定するものであります。

改正の第四は、最近における為替相場及び物価水準の変動等を勘案し、在外公館に勤務する職員の在勤基本手当の基準額を全面的に改正するものであります。

以上の改正内容のうち在外公館の新設及び廃止については、次年度当初より相手国政府との協議等の諸準備を開始する必要があるとともに、在勤基本手当の改定は在外職員の生活に直接関係することであり、四月一日から実施する必要があること。このため年度内の法律改正が必要であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(大鷹淑子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松前達郎君 きょうは、いわゆる日切れと言われている在外公館に関連する法案の審議ということとでありますけれども、その前に二、三まず御質問し御意見をいただきたいことがございます。

アルゼンチンのイスラエル大使館爆破が、最近起こったわけですが、また大使館の爆破とは違いますけれども、パナマの邦人社員が誘拐された。アルゼンチンのイスラエル大使館の場合は日本が直接関与していませんけれども、こういった問題はある人に言わせれば日本もやはり先進国並

みになったと言ふ人もあるのですが、そういうことでほり出しておくわけにはいかないと思うのです。在外公館の安全、活動に対する安全を守るといふこと、これはやはりこれから十分考えていかなきゃならないと思うのです。さらに在外、外国にいる日本人の方々の安全、これに対してはいろんな啓蒙活動等もやりになっていると思うのですけれども、在外公館の危機管理あるいは在外日本人の命の問題等について外務省としてどういふふうに取り組んでいかれるつもりなのか、それをまず最初にお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤嘉孝君) ただいま松前先生御指摘のとおり、在外公館に対するいろいろな脅威と申しますか、テロ活動あるいはふだんの毎日の安全の問題等が従前にもまして大きな課題になってきていることは事実だろうというふうには認識をいたしております。

また同時に、日本人の旅行者が非常にふえているということ、また在外、外国に居住をする日本人の数も相当にふえてきているという実態、そういう実態から来るものも在留邦人保護の問題が格段に重要な要素になってきているということもまた事実でございます。したがって、私どもとしては、これらの問題につきまして従前以上に予算面あるいは定員の面におきまして対応を払っていかねばならないというふうには考えております。

同時に、この在外公館の警備あるいは安全の確保の問題につきましても、またあるいは邦人保護の問題にいたしましても、当該国の協力ということも必要になってくるわけでありまして、したがって、私どもとしては、私どもの大使館の安全性の確保、あるいは大使、総領事自身の身の安全、館員の身の安全といったようなことにつきましても相手国の関係当局に対して常に協力を求めていくというのがまず大前提としてあるわけでありまして、その上で私ども自身の自助努力と申しますが、自分自身で対策を考へるということをやっています。

なければならぬというふうには思ひます。

過去におきましても日本の外交官が誘拐をされたりあるいは大使館に対するテロ活動といふことが脅威の活動があったというのを踏まえまして、私どもとしては現地警察当局からの協力、すなわち警護車の導入であるとか、あるいは治安当局関係者の大使館あるいは総領事に対する警護の強化とかいふことを求めてまいりますとともに、私ども日常の活動の中で警備対策についての強化を行っております。すなわち大使館に対する防護施設の強化、あるいは館員がそれぞれ自分の身の安全を考へるに当たって常に考へておかなきゃならないといったことをガイドブックにいたしまして、日ごろからの身の安全を確保するという努力もいたしているわけでありまして、邦人保護の問題につきましても、私どもももちろんそれぞれの方々に危険な地域状況については啓蒙をしていかなければならないかというふうには思っておりますが、危険な状況が発生いたしましたときにはいち早く現地の警備当局との協力を求めながら対応をするということでも最大の配慮を払ってまいりたいと思っております。

○松前達郎君 今いろいろな問題たくさん抱え込んでいる状況の中で各大使館大変だと思ひますけれども、やはりその地域地域の動きといふことが、これを治安当局と十分連絡をとって事前にそういう危険性というものを察知できる、これは大変だと思ひますが、察知できればなおいいし、そういう状況にあるということの状況判断、そういうものについても事前に治安当局との交流の中で情報をもらってそして対応できるようにするのでもまた一つの方法だと思ひます。例えばゲリラが来たとか何が来たかそのときに対応して防衛するとか何のもちろん必要かもしれませんが、それ以前の問題として、大変ですけれども、ひとつそういう面も御努力いただければ思ひます。

それと今度はCISの問題に移りたいと思ひますが、CISといふと一週間前にキエフで開かれた加盟国首脳評議会、これは詳しく報道されておたつたわけですが、クラフチュク・ウクライナ大統領、この方はCISはまるで夢みたいなものだといふようなことを言っておられるようでありまして、またエリツィン・ロシア大統領の方は、共同体はこれからダイナミックに活動できるようなそういう過程にあるのだ、現実的になりつつあるのだ、こういうことを述べて大分応酬があったという報道がされているのです。恐らく今後この問題はそう簡単に解決できる問題じゃないだろうと思ひます。

これは、その後の動きを見ていてもなかなかそれがまとまったということも聞いておりませんし、とりわけ軍の再編の問題ですとか核の問題ですとかいろいろまだ残っておるわけですね。ですから、そういう状況の中で外務省の方ではやはりこのCISといふものについての動きは十分関心を持っておられると思ひますが、現状を一体どういふふうにとらえられているのか。きょうの新開報道によりますと、例えば宇宙船ミールから帰ってくる宇宙飛行士も、途中で、打ち上げたときと帰ってくることで体制が変わってしまった浦島太郎みたいなことになったというふうなことも報道されているわけですが、この動きといふものは今後非常に国際的な面で重要になってくるんじゃないかと思ひます。

ロシア共和国に関してはまた後ほど御質問をさせていただきますけれども、まずCISの現状を一体どういふふうにとらえられているのか。予測がつかないかもしれませんが、今後どういふふうにかこれが展開されるであろうと予測されているのか。その辺ひとつ御意見をいただきたいと思ひます。

○政府委員(長瀬雄雄君) ただいま先生御指摘いただきまして、十二月二十一日のアルマタ合意以来、既に独立国家共同体が設立されましてから三カ月以上たつたわけでございますけれども、その背景になりました民族ナショナリズムの動きとも絡みまして、まさに先生御指摘のごとく、

いろいろ複雑な難しい問題を抱えてなお独立国家共同体全体像が必ずしも明確に浮かび上がっていない。

幾つかの大きな問題があると存じますけれども、現時点で大きな問題になっておりますのは一つは軍の組織再編の問題、それから経済の問題、特に独自通貨を持つ持たないという問題に集約されますいろいろな経済的な問題、さらに個々の独立した共和国の中でウクライナがいろいろな形で独立の方向を強めていることからくるいろいろな問題等々あるように存じます。したがって、独立国家共同体の今後の動きもまだなお不透明な部分を抱えながら動いているというのが認識でございます。

○松前達郎君 不透明であると言へばもう一言で済んでしまふのですけれども、やはりこの辺を十分認識しながら今後の対CIS支援とかそういうものが展開されていくだろうと思ひます。

そこで、CISに対する支援、特に経済に関しては、これはかつて日本政府がずっととってこられたのはいわゆる経済と政治との分離ということをやつてとってこられたですね、特に北方領土の問題に関連して。しかし、それはそれとして交渉が今始まっているようですから、これも後でまた御意見伺いたいと思ひますけれども、やはり経済関係といふのはある程度進めていかないと、他の先進国はどんどんやり始めていますから、そういう面でも我が国がそこで知らぬ顔しているわけにはいかないし、気がついてみたらもう蚊帳の外にいらぬような格好でも困る。そういうことから考へまして、CISに対する支援、これについて恐らく資金を出してくれたいということを今後言ってくると思ひます。特に領土問題も含めた交渉の中で、そういうふうなことにたいしての政府の対応はどういふふうにお考へになつていくのか。

対外債務の利払いもとまっていますように、これは六百五十億ドルですか。それから一億ドルの食糧援助融資も実行はされていない。また、輸銀の融資なども実施される見込みはまだ立って

いない。これは二十五億ドルですかね。こういったような状況で一応今停滞しているということが言えるのじゃないか。これらについて今後政府はどういうふうに対処していけるのか、これについてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 先生お話があったように、今までソ連と日本というのは民間の交流に何も制約は加えていないのです。民間が交流することは結構なことだ。ただ、支払いの遅延問題が起きてそれで保険等がとまっている、したがって交流は余りないというのが実態であります。

これは原因がいろいろございまして、まず第一は相手側に原因があります。そこで、政府としては去年から、一切面倒を見ないというのじゃなくて、できるだけ保険も再開できるようにその枠も十八億ドルですか、政府のカバーする保険の枠取りをし、今言ったように、一億ドル、五億ドルというような輸銀の使用も認めるというようにしたわけでありまして、去年からことしにかけてサインする人がいない。だれが管理するのか、だれが保証するのか、それがわからなければ動きようないわけですから。これは日本の話じゃなくて相手の話であります。ですから、速やかに中央政府とかそれぞれ地方府機関とか、権限の所在をはっきりしてもらわなきゃ困るわけです。

そういうようなことで、旧債務は引き継ぎます、これはまあいい。じゃ今後だれがどういうふうな形でそれを支払っていくのか、あるいは新しく借りた金はだれが責任を持って返すのか、そういうことについてはまだはっきりさせてもらいたい。そのところがなかなかはっきりしないでおつて長引いたということでございまして、最近になってからやっと一部動き出したということであります。したがって、そのような民間なりあるいは一部政府のお金を使った取引が動き出していく、そう思います。

それからあと政府支援の問題につきましては、これは我が国は、ソ連が非常に今、あれだけの資

源大国であり軍事大国が日常医薬品や食糧に困っているという考えられないような実は話であります。したがって、これについては率直に向こうの言うことを認めて、日本はことしになってからもアメリカでの一月の会議に私が出席いたしまして、六十五億円の無償援助を実行すると。日本としてはいまだかつてそんな大金を出したためしはないのです。食糧援助等では十二億、これが今までの過去の最大規模なものであります。何せ相手はずうたいがでかいと言っちゃなすが、大國で人口も多いしするので六十五億円をともかく出そうということにいたしました。これは既に第一弾が終わり、第二弾が二十日から空輸作戦で沿海地方を中心に援助をしているという状況であります。今後大きなプロジェクトとかどうかということはまだ話をするような段階に実はきていない。

したがって、これらの問題は平和条約の問題と並行的に、私は参議院の本会議で魚心あれば水心と言ったやつと誤解を招いたのであります。近代の言葉に言い直して拡大均衡ということ、お互いに少しずつそれぞれの取引関係その他友好関係をだんだん近づけていく、こういうような方針で今やっております。

○松前達郎君 受け入れ側の方でございますがソ連側の方の体制が整っていないというのは、これは今大臣おっしゃったような状況であることは間違いないわけですね。しかし、それじゃ話にならぬということになりまして、恐らくソ連側も多少その辺を急いで体制づくりというのをやるのじゃないかと思うのですが、それにしてもまだ行き先が見えてないという状況ですね。これは何も経済的な問題だけじゃなくて文化的な交流にしても、向こうの接触すべき団体とかへいつちやったりいろんな問題があるようですね。

きのうもソ連の領事という話したのですが、例えば私も大学に属してはいますけれども、モスクワ大学なんてまだ給料払われてないのです。ね。というのは、かつてはソ連邦が主権していたところ、これがロシア共和国に移った途端に、も

ともそういう予算がなかったものですから全然給料が払われていないようですね。こういう問題もたくさん起きておるといいます。過渡期と言ったら過渡期ですけども、精神的にはやはりソ連に対する支援というものを考えながら、これに対応できる範囲で対応していかなくちゃならぬだろう、こう思うのです。

また同時に、いろいろ問題が出てきて、例えばロシア連邦の中でもいろいろと独立したいな主権的な、主権国家としての宣言をするとかいう可能性も出てくるわけですね。ロシア連邦が今度は解体されるのじゃないかと、こんなようなことまで心配される向きがある。例えば極東沿海州あたりですと、かつてウラジオストクに行きましたときにいろいろな要人と話してみると、これは外務省、極東共和国というのが一時あったのを御存じですかね、どうもそんなようなことまで話が出てくるようですね。ロシア連邦そのものも何となく解体の方向に向かう可能性もある。解体されるかどうかと言くと、解体というのはちよつと言葉が過ぎるかもしれません。そういうふうなことで、ロシアの動向というのが常に変動というか変化をしている。

そういうことですから、今大臣おっしゃったようないろいろな援助をするにしても、いろいろ手伝うにしても、その辺が非常に難しいということになるのだろうと思うのですが、外務省の見解として、このロシア連邦に今申し上げたような、解体と言ったちよつと大げさですが、そういうふうな方向が将来出てくるというふうにお考えでしょうか。これは余りはっきり言うとお内政干渉になるかもしれません。

○国務大臣(渡辺美智雄君) そういう一抹の不安があることは否めなないと思いますが、我々としてはなるべくもうこれ以上分裂しないことを期待したいと思っております。不安定でそれは何の交渉もできなくなりますから。ですから、できるだけ現在のような程度でエリツイン政権が安定をして、そして法と正義に基づいた国際関係を

樹立し、また国内的にも民主主義が継続され、そして自由経済といえますか市場経済への移行を進めていく、人権も大切にされる、こういうような社会形態でそれが確立することを大いにバックアップしていきたいという気持ちでおることは事実でございます。

○松前達郎君 非常に相手方が流動的であるということですね。変化が激しい状況ですから、大変外交にとってもやりにくい面があるのだと思うのですが、つい最近もサハリン沖石油・天然ガスの開発の問題で国際入札を見直そうという、こういったような問題まで出てきて、ロシア連邦内のおのおの共和国等、あるいは地方の力といえますか州の力といえますか、これが非常に大きくなってきつたのはもう現実だと思っております。こういうことを踏まえながら今後の例えば北方領土の問題も考えなきゃいかぬでしょうし、交渉してたら突如どかが独立しちゃって、北方領土の交渉をしていたら例えば沿海州が独立しちゃってまた変わっちゃったとか、そういうこともあり得るのです。ないとは言えない。非常に不安定だということなので、その辺の展望をやっぱりきちつとしながらそういう外交交渉、折衝といいますが、こういうものも展開すべきだと思います。それは十分お考えだと思っております。そういう感じを私は最近持っているものですが、ロシアの皆さんに聞いても全然わからないと言ふものですか。ちよつと不安なところがあるわけではあります。

そこで、今回は旧ソ連邦に属しての在外公館の問題が入っているわけでありまして、CIS諸国との外交関係は、我が国は当然ですが、世界各國にとってもこれは重要だということであらうと思えます。特に我が国ではロシアを除くCIS諸国の大使館の問題ですね。これが例えばバルト三国大使館についてはどうなのですか。それぞれその近くの現在ある大使館が兼ねてやるということなのでしょうか。例えばフィンランド、スウェーデン、デンマーク大使館がそれぞれ兼轄す

るといふことだと思つて聞いているのですが、ところが、これは兼ねてやるのであつて、実際のものは置かないのです。今後置かない。その辺はどうなるのでしょうか、バルトについて。

○政府委員(兵藤長雄君) バルト三国につきましては、今御審議いただいております法案を御承認いただきましては、とりあえず今先生御指摘いただきましたような考えに立ちまして、エストニア共和国につきましてはフィンランド、ラトビア共和国につきましてはスウェーデン、リトアニア共和国につきましてはデンマーク駐留の我が方大使をして兼轄をせしめる。したがって、早速これらの大使から信任状をそれぞれの元首に奉呈をして信任をもらつて、いわゆる正規の大使としての活動を始めてもらうという手はずになつております。

その間、実館を置くというお話でございませうけれども、さしあたりバルト三国のほかに旧ソ連邦の中から独立をいたしました十一の共和国、さらにはユーゴスラビアでもスロベニア、クロアチアが独立をし、我が国も承認をいたしましたわけでございませうけれども、大変数多い独立国が出てまいりました。我が国の直面いたしました財政事情の中で可能な範囲で実館を優先度をつけながら設置してまいりたいと思つておられるわけですが、さしあたりバルト三国につきましてはその間エストニア共和国に連絡事務所のようなものを置いて、その連絡事務所に常駐する要員を置いて、そこから実際の必要な事務はとり行うということを考へております。

○松前達郎君 ソ連邦が解体されて非常に複雑な複雑といふべきですが、それぞればらばらにいろいろな共和国ができてくる。そうなりますとそれぞれ一つ一つ置くのは大変でしょうから、今おっしゃったような兼轄という形で、これは何もここに限つたことではなくてほかのところでもやつておられますか。

非常に重要な地域だと思つておられる。これも今ちよつと特別な動きをしている。これはフランスと同じぐらゐの大きさですが、このウクライナについては実館を置くという計画はございませうか。

○政府委員(兵藤長雄君) 旧ソ連邦から独立をいたしました十一の共和国の中で、御指摘のごときウクライナ共和国も圧倒的に人口その他からしましても重要性を持つ、また政治的な最近の動きを見ましても大変に詳細にこの動きをフォローしていく必要があるというところはそれとおりだと存じております。

したがって、旧ソ連邦の共和国の中で大使館の設置の優先度は、もう一つカザフスタン共和国が中央アジアで大きな共和国としてあるわけでございますけれども、それと並んで優先的に実館の設置を将来考へてまいりたいというふうに考へております。

○松前達郎君 分離独立、十五ほどですね、旧ソ連邦諸国。これに対する外国の在外公館の設置状況というのは実際はどうなつておられるのでしょうか。

○政府委員(兵藤長雄君) 概括的に御報告申し上げますと、バルト三国につきましては、この動きが先行しておりますために、近隣の北欧諸国あるいはヨーロッパの各国はかなり速い速度で大使館設置に踏み切つております。主要な国は大使館を既に設置している。事務的にはホテルの中に一室を開設したところが多いようございませう。

バルト三国を除きますその他のソ連邦諸国でございませうけれども、米国はウクライナ、ペラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギスタンに既に大使館を開設いたしております。そのほか、ウクライナにつきましては既に主要国は総領事館を持つておりましたので、これを大使館に格上げするといふ形で、英国、フランス、ドイツ、カナダ等は大使館の開設の手はずを整えているといふふうに承知をいたしております。そのほかに、ペラ

ルーシ、カザフスタンに大使館設置を今検討しているという国が若干あるというふうに承知しております。

○松前達郎君 予算の関係もあるでしょうけれども、外国がやつたから日本が必ずしもそれと同じことをやれということじゃなくて、やはり我々としてこれから重要であろうと思われる国、ここにはできるだけの可能な限りそういった活動の一環としての、領事館でもいいかもしれないが、領事館といふのはちよつとあれですかね、在外公館を置く方向で御検討をいただければと思うのですが、これはまたお金と人の問題があると思ひます。

モスクワだけで全部集めるといふのは、ソ連があいまいな混乱状態ですから一カ所でもって各地のを全部集めるといふのはおおよそ困難じゃないかと思ひます。そういう意味からも何らかの手だてをひとつ打つた方がいいのではないかと。情報収集の面でもそういったことが言えるだろうと思ひますから、またこれひとつ御努力をいただければと思ひます。

それと今度はグルジアの国家としての承認問題ですが、新聞等の報道によりますと、ECあるいは米国でグルジアの国家承認という動きがあるといふことが報道をされているわけですが、一九七五年ですか、欧州安全保障協力会議、これはヘルシンキ会議といふのでしたか、CSCCE、これへの加盟もグルジアは認められたといふことですね。

こういうことの動きを背景としまして政府としてグルジアの情勢といふのは一体どう分析されているのか、また今後どういふ対策をお考へになつておられるか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(兵藤長雄君) グルジアの情勢につきましては、他の十共和国承認に踏み切りました際には、グルジア共和国の中でいわば正統な政府あるいは指導者といふ問題をめぐりましてまさに二つのグループが武力をもつて激しく争つていたといふ状況がございましたために承認を差し控えた

わけでございますけれども、その後いろいろ余曲折がございましたが、つい最近になりましてシェワルナゼ元ソ連邦外務大臣が、執行機関と法令發布権を有します最高権力機関としての国家評議会ができたわけでございますけれども、その議長に就任するといふ事態がございました。そういう事態を踏まえまして、EC諸国はこれを契機にグルジアを承認するということに踏み切り始めたわけでございます。

我が国もこのグルジアの承認を差し控えた認識が今申し上げたようなことでございまして、その前提が急速に変わつたといふ点に着目をして、現在モスクワの我が方大使館を通じてグルジアの情勢の最終的な確認をしていくところでございます。

もし、シェワルナゼ元外務大臣、現在の議長のもので政府といふものが安定的な基盤の上に立つたといふ認識を確認いたしますれば、当然のことながら我が国もグルジアを承認するといふ方向で事務的な検討を開始したいと思つております。

○松前達郎君 グルジアの問題はそのぐらゐにしまして、これからの課題ということになると思ひます。

最近レーニングラードの原発事故が起つて、これは評価の仕方がいろいろ違ひますけれども、そんなに大したものじゃないといふ人もいますね。

この原発事故でも示されますように、旧ソ連邦での原発についてはこれはチェルノブイリから始まつて、あるいはそのもつと前にもあったといふことを私も聞いていますけれども、非常に余り技術的に安全度が高くないといふふうに言われ出したわけですね。もつともこれは軍事用の原子炉でアルトニウム生産のための原子炉を発電用に使つておられるといふものもあるらしいので、その辺日本の場合と大分違ふのです。周辺諸国もちよつと心配になつてきて、旧ソ連の発電所についてチェックをしないといけないし、できたら全部とめてくれなといふことを言い出しているわけですね。

ういったような問題。それからもう一つ、核兵器の問題もございます。

ですから、そういったような問題を含めて考えたときに最近になってよく言われたのは、いわゆる核開発に関する技術者、核科学者と云つてもいいでしょうね、こういう人たちが国外に流出するのではなく、モスコの郊外のある特別の地域にそういう人たちの都市がありますが、この中にいる以上はある程度外に出られないだろうと思うのですけれども、アメリカとか日本とかそういうところに来てもらうのは私はそう世界が心配することじゃないと思うのですが、そうじゃない。核開発をやっているところにもし流出しますと仕上げになってしまふ可能性があるので、核兵器の。

そういった面から、日本として何らかの方策を提案し協力をするということが必要じゃないかと私は思うのですが、それについては外務省としてどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 全く仰せのとおりであると思います。実はドイツのゲンシャー大臣が同じようなことを言い出しまして、日本に来たときにもそれに賛同してくれという話がありました。考え方は結構ですから、できるだけ協力しますと言つておつたのですが、その後になつて去る三月の十一日にブリュッセルでそういう話が行われて、米ロそれからドイツ、ドイツというよりもECですな、EC代表が集まって今言つたような趣旨で科学者の海外流出を何とか食い止めなきゃならぬと。

今のところは何か法律で、国外に出さないというふうな法律があるのだそうですが、しかしながら民主化して海外渡航自由ということになれば、それは行つたつきり帰つてこないという問題が起きてくるわけですから、やはりソ連の科学者をソ連の国内にとりあえずとめておく。そのためにはお金もかかる、待遇もそれなりの待遇をしなきゃならぬという事で、アメリカがさしずめ二千五百万ドルを出します、それからECも二千

五百万ドルを出します、日本も相応の金を出してくれという話があるのです。

金額については私はまだコメントをしていないのです。予算審議ということももちろんございいますが、ECと同じと云われてもそれはちよつと説明が難しいですな。ECの中にはドイツもフランスもイギリスも多数の国があるわけですから、GNPも日本の倍以上あるわけですから、それと対等に我が国が出さなければならぬ理由というものは、北方四島の問題を仮に別としたといつても、これが前例になつてほかの問題もともかくECと日本と対等だと言われたらそれは莫大な負担になりますから、そういうことも頭に入れてやつて前例にならないということ、それからできるだけ応分のということ、ある一定の金額は内々打診はしているのですが、まだ決まつておりません。おりませんが、これはできるだけ協力したいと、そう思つています。

○松前達郎君 ここで金額はおつしやれないと思つてますから結構なのですが、できるだけの協力という事で、これは余りほつておけない問題なものですから、ひとつよろしくお願いしたいと思つてます。

それから時間がもうちよつとありますので、北方領土の問題ですね。これはこれからの大要な問題になつてくるわけですが、一月に宮澤・エリツイン会談が行われ、それから二月、外務次官級の日ロ平和条約の作業部会ですが、ワーキンググループといひますか、こういうものを通じて、交渉の基礎となるものとして法と正義、こういうふうな比較のちよつと漠然としてしまつていますが、こういうことに基つて交渉を進めていこうということとで合意されたものと伺つてゐるのです。

私も前にソ連の皆さんと話したときに、やはり国際的な問題ですね、かつて取り決められた日本との間の協定とかいろいろあります。あるいは国連とかそういったようなものの国際世論といひますか、こういったようなものが必要になつてくるんじゃないかとこのことを言つていた人もあ

るのですが、いずれにしても、法と正義に基づいて交渉を進めよう。

また、齒舞、色丹の二島返還、これは一九五六年の日ソ共同宣言にありますから、これについては一応有効であると認めようじゃないかと、またもつとさかのぼりますと一八五五年ですか、このときの日露通好条約というのです、古い話ですが、そういった条約の結ばれた裏は平和ということとを常に考へて結ばれてきている、こういうふうなことをロシア側としてはどうも考へて確認しているようであります。大分両国間に共通の理念というものが少しずつ生まれ始めているのじゃないかと思うのです。

外務大臣、最近ロシアの外相とお会いになつていろいろとお話されてゐると思うので、これは近々エリツイン大統領が来日されるまでには何らかの一つの合意というか、そのとき合意するのじゃないかと、それ以前の内々の合意に達するような道をやつぱり見つけておかれるのだと思つてゐる、これは当然だと思つてゐる。こういった潮流があるというふうには総理も言つておられるようですが、やはりそろそろ各論にも入つてお互いに議論もし納得もしなきゃならぬ時期に入つてゐるのじゃないかと思つてゐる。

こういったような問題に關して政府の方針といひますか、特に渡辺外務大臣として一体どうお考えなのか、お伺ひしたいのです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 御承知のとおり、ゴルバチョフさんのときは法と正義といふことがはつきり出ていかなかった。エリツイン大統領になりましてから法と正義といふことを言い出したのです。私はこれはいいことだ。ただ北方四島を返せ返せだけ言つても、それはこつちのものだから返さない、あのことはもう決着済みだといふことは平行線なんです。そこで、何かの話を糸口をつくらなきゃならぬ。たまたま向こう側は法と正義に基づいて解決しようじゃないかといふのですから、それはもう私の方は大賛成だ、ぜひそれでいこうといふことを今言ひ始めたところ

す。

今先生がおつしやつたように、法と正義といつても、法というのは国内法なのか国際法なのか、慣習法なのか何法なのかはつきりした定義はもちろん決まつてないのです。正義といつたつて、それは見方によつて正義の範囲が違ふかもしれぬ。違ふかもしれないが、普通考えられる形のものだろうといふことになれば、我々は今後新しく条約を結ぶに当たつてはその条約は守られるという保証がなければ法と正義になりません。

残念ながら今まで二度ほど旧ソ連邦は条約を破つたといふように私は認識しています。一つは戦時中の中立条約、これをないがしろにして攻め込んだといふ事実。それから第二回目は一九六〇年のときに、五六年に結んだ日ソ共同宣言、これはもう効力失つたと、一方的にそういうことを言うわけですから、それは法と正義に反する話じゃないのか。だから、法と正義を言うからにはやはり法と正義といふものを本当に新政権は認めるといふ原點に立てば、私は話し合ひはどんどん進むんじゃないかといふことを言つておるわけでありませう。

その中身はもう長くなるから申しませんが、今先生おつしやつたように、一八五五年の通好条約から始まつて、千島、樺太の交換条約とかあるいはポーツマス条約とか講和条約とかいろいろありますが、その中で捉提、國後といふものは何の騒ぎもなく、これはもともと日本のものであつたことはロシア自身が認めてゐることですから、したがつてそういうふうな中から客観的な法と正義を出していこうと。そのためには両方で、北方四島に關するいろんな資料、今までの古文書とか条約だとか訓令だとかいろいろありますから、そういうものをお互いが出し合つて、日本外務省、ロシア外務省共々、共編かな、そういうものをこしらえて、それでお互いの兩國にどんどんひとつそれは知つてもらふといふところまでは話は来ているわけ

それは遅くともエリツイン大統領が訪日される九月までには目次ぐらひはひとつちゃんとそろえなきゃならぬということであつて、エリツインさんが来たときは三日も四日もここで大議論をするようなことをしたってなかなか決まるはずないのですから、だからそれまでに来て確認し合うというぐらひのところを目安に今後交渉を継続しましょうというところで、これは第一回の正規の会談ですから、新政権ができて、それから私は五月ごろソ連に行きますよ、いろいろ私の言ったことも向こうは踏まえて中で検討をしておいてくださいと。さらに必要があればその次にコズイレフ外務大臣に日本に来てもらう。そしてエリツインさんに来てもらう。私がもう一回行くか。いずれにしても、九月にはエリツイン大統領が日本に来られてきちっとした方向が出せるようにしたいというスケジュールで動いているし、今後も動きたい。その間いろいろ紆余曲折はあります。そう考えております。

○松前達郎君 今おっしゃったいろいろ客観的な文書等を発掘して、そういうものをもとにしてある程度世論を形成していくと、国内的なそれだけの。それも一つのやらなければならぬことだと思ふのですけれども、最終的な段階での具体的な方策としては、考え方として至って簡単に考える手もあるのですか。

これは戦争中といいますが、かつて日本人が住んでいたところですね。現在はロシアの人たちが住んでいる。これは住んでいる人の立場から言いますと、かつては日本人が住んでいた、現在ではロシア人が住んでいる、それがまず基本にあるわけですね、生活の問題等。何といいますが、民主主義的な政治ということがもしロシアの政治になるとすれば、やはりその大衆の考え方、意見、希望というふうなものが重要視されてくるだろう、憲法の問題も出てくるのでなければならぬ。そこから具体的な問題が出てくるのじゃないかと思ふのです。これがやはり経済と絡んでくるのか、あるいはあの地域全体の将来の日本も含めた開発ある

いは経済交流その他も含めて考えた計画と絡んでくるのじゃないかと思ふのです。

これは大分先の話かもしれない。しかし、私はどうも現実的にはそういうことが最後に問題になってくるだろうと思ふのです。これもある程度、これはここでどうのこうのということじゃなく、何らかの方策があると思ふべき考え方としては、これも裏としては考えがおかしくないこと、じやないかと思ふのです。しかし、ここではもうこれ以上申し上げません。北方領土は一日も早くというのが国民の願望でありますので、その辺はひとつ頑張っていただけだと思います。

○田英夫君 渡辺外務大臣に御質問するのは実は初めてであります。恐らく今までに質問をさせていただいた外務大臣二十人目になるのじゃないかと思ひます。

きょうは法案の審議でありますから、まず在外公館の問題で、ホーチミン市に総領事館を置くというところが今度の改正で決められておりますが、大変適切なことだと思ひます。これは旧南ベトナムが守備範囲ということではないように聞いておりますが、今度の新しい総領事館の守備範囲というのは旧南ベトナムと一致いたしますか。

○政府委員(谷野作太郎君) このホーチミンの総領事館の管轄区域をどこまでにするかということにつきましても、ただいま御審議いただいておりますが、名称位置法を御承認いただいた上でベトナム側と詰めた話をしなければいけないと思つておりますが、ただいま私も事務的に一応想定いたしておきますのは、先生御案内のとおり、ベトナム全土で四十五の省がありますが、そのうちの十七省、そしてホーチミン・シティと。具体的に申し上げますのはフイエーン及びダラック省、それ以南のいわゆる南部のベトナム地域を管轄地域として想定しております。

○田英夫君 カンボジア問題が一応和平の方向へ行ったので、ベトナムに対する経済協力というのも再開をされていると思ひます。今度ホーチミン市に総領事館ができるということは、ベトナムに進出している日本の企業はたしか二十数社と聞いておりますけれども、やはり主として南の部分で企業の活動の地域になっているのだろうと思ひますが、それで間違いありませんか。

○政府委員(谷野作太郎君) 最近の日本とベトナムの関係の進展状況を踏まえて、日本の企業の方々の進出が非常に活発でございます。大部分は商社の駐在員のステータスで出ておられるわけでございますけれども、ほとんどはハノイとホーチミン双方に事務所を持っておられます。

○田英夫君 それに関連をしておきたいのは、当面の重要な問題でありますから伺つておきたいのですけれども、まず最初に確認したいのは、日本政府は従来いわゆる三派連合政権、シアヌーク、ソン・サン、キュー・サムファン三氏に代表される三派連合政権を承認してきたと思ひますが、そのことは、今度SNCが発足をしたということになりますといふゆるアノンベン政権を含めた四派とつき合う、こういうことに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(谷野作太郎君) おっしゃるとおりでございます。私どものただいまの立場は、SNCをカンボジアを正統に代表する政府というふうにと認識いたしましてこれとの外交関係を持つておるといふことでございます。

たしまして正式のそういう身分でアノンベンで活動してもらつたということになっております。今までは今川大使はタイの大使館の公使という身分を持っておりまして、カンボジアとの関係では臨時代理大使ということで、さらにSNCの常駐代表部に張りつめた大使ということでございまして、近々カンボジアに派遣する特命全權大使ということで縦横の活動をしておらうと思つております。

○田英夫君 ということになりまして、今川さんは今度帰られるとシアヌークさんに信任状を奉呈するということになるわけですね。

○政府委員(谷野作太郎君) まさにそのとおりでございます。シアヌーク殿下も実はそれを強く望んでおられました。私もそのタイミングを、カンボジアの国内情勢の落ちつきぐらひを見計らつておりましたのですが、御案内のように、UNTACの展開も始まりましたし、まあまあ落ちつきを見せておりますしSNCも活発に活動を開始いたしておりますので、そういう状況を踏まえて新たな措置をとることにしたわけでございます。

○田英夫君 もう一つ確認したいのは、先日来日されたフン・セン氏、この人は新聞やテレビの報道の肩書きは略すとカンボジアの首相のよう受け取られかねない表現になっているのですが、正確にやっぱ報道機関もカンボジア・アノンベン政府首相と、こう書くのがいいようでありまして、日本の政府として、今おっしゃったように、SNCとつき合うのだということになるとフン・セン首相という言い方が通用しなくなると思ひます。要するに何派と言つたらいいでしょうか、ヘン・サムリン派とあえて言えばそのSNCの代表、こういうことになるのじゃないでしょうか。その点はどうですか。

お立場でございまして、私どもはSNCを相手にしておるわけでございまして。しかし他方、ブノンペンの政権というのは大変強い存在感がありますので、私どももブノン・セン首相首相と言っておりますけれども、ただいま先生のおっしゃるようなとらえ方の方がより厳格ではあらうかと思ひます。

○田英夫君 私がいふことをあえてこだわって申し上げるのは、ブノン・センさんは東京に來られてPKOの自衛隊派遣問題を非常に明快にはっきり言われたわけですね。そういう発言と、ヘン・サムリンということなしのカンボジアの首相というような印象を与えるようなブノン・セン首相という肩書きで通用してしまふと、いかにもカンボジアの首相が責任者として自衛隊の派遣を要請したというふうにとられかねないものですから大変こだわっているわけですね。四派の中の一派の代表であるブノン・セン氏がそういうことを言った。今度東京に來られて、私どもからは逆ですが、政府からは非常にタイミングよくそういう発言をされた。やらせじゃないかという人もいふようでありますが、私は必ずしもそう悪意にはとりませんけれども。

そういう中で、今確認しましたように、実は日本政府はSNCとつき合うのだということになると、SNCは四派から構成されておりますから四派と平等につき合うのだと言つてしまふと言ひ過ぎになるでしょうか。この点はいかがですか。○政府委員(谷野作太郎君) SNCの構成は全員で十二名でございまして、そのうちの六名が先ほど申し上げましたブノン・セン政権の側の方でございまして、したがって数の上から言へば、四派というか、二分の一の六名の方の最高位にブノン・センさんはおられますから、そういう大変重みのある地位におられることは事実でござい

ます。それからカンボジアの現状も、これも御案内のとおり、ブノン・セン政権が事実上多くのところを実効的に取り仕切つておるわけでござい

ます。それからカンボジアの現状も、これも御案内のとおり、ブノン・セン政権が事実上多くのところを実効的に取り仕切つておるわけでござい

ます。それからカンボジアの現状も、これも御案内のとおり、ブノン・セン政権が事実上多くのところを実効的に取り仕切つておるわけでござい

ます。それからカンボジアの現状も、これも御案内のとおり、ブノン・セン政権が事実上多くのところを実効的に取り仕切つておるわけでござい

ます。それからカンボジアの現状も、これも御案内のとおり、ブノン・セン政権が事実上多くのところを実効的に取り仕切つておるわけでござい

ます。それからカンボジアの現状も、これも御案内のとおり、ブノン・セン政権が事実上多くのところを実効的に取り仕切つておるわけでござい

ます。それからカンボジアの現状も、これも御案内のとおり、ブノン・セン政権が事実上多くのところを実効的に取り仕切つておるわけでござい

ます。それからカンボジアの現状も、これも御案内のとおり、ブノン・セン政権が事実上多くのところを実効的に取り仕切つておるわけでござい

ます。それからカンボジアの現状も、これも御案内のとおり、ブノン・セン政権が事実上多くのところを実効的に取り仕切つておるわけでござい

ます。それからカンボジアの現状も、これも御案内のとおり、ブノン・セン政権が事実上多くのところを実効的に取り仕切つておるわけでござい

ます。それからカンボジアの現状も、これも御案内のとおり、ブノン・セン政権が事実上多くのところを実効的に取り仕切つておるわけでござい

ます。それからカンボジアの現状も、これも御案内のとおり、ブノン・セン政権が事実上多くのところを実効的に取り仕切つておるわけでござい

ます。それからカンボジアの現状も、これも御案内のとおり、ブノン・セン政権が事実上多くのところを実効的に取り仕切つておるわけでござい

て、その点ぜひ御理解いただきたいと存じます。

官房長官の御発言につきまして、私の理解は、法案の見通しが定かでないときにその法案不成立のときの協力の問題を議論を深めて論じるのは現時点ではなかなか難しいということをおっしゃられたのではないかと思います。基本的には今申し上げておる御説明と私はそう変わった御説明ではなかったのではないかと理解しておりますけれども、現場にいたわけではございませんのであるいは違ふのかもしれないと。

以上でございます。

○田英夫君 官房長官の発言は大変はつきりしているわけで、私もあれを承認いたしますが、認めるわけにはいかないというところは申し上げておきます。

カンボジアに対する協力支援ということからすれば、既に民間の皆さんいわゆるNGOが活動を始めていくわけで、これはもう十何年、二十年近く前に佐々木更三社会党委員長が中心になってつくられた日本カンボジア友好協会というのがありまして、今回このカンボジアに和平が実現してきた状況の中で活動を再開いたしました。私に理事長をやれということで、会長はまだ空席でありますけれども、活動を始めております。NGOの皆さんとも連絡をとり始めておりますが、あくまでも民間のものであります。

若い人たちのピースボートという組織がありますが、既にこれが船を出して、足で踏むミシン、古い型ですが、その方がカンボジアでは通用するようであるいは子供さんの教科書のための紙を大量に積んでカンボジアへ行く、こういう計画がもう進んでおりますし、キリスト教などの宗教者の方何人かもブノンペンに入っていく。それで、いわゆる募金をし物資なども運ばう、こういうような協力の運動が始まっていることをこの際申し上げておきたいと思っております。そういう意味で、NGOの活動をも視野の中に入れてあげて政府もお考えいただきたいと思っております。

そこで、カンボジアの問題はそのくらいにしま

して、北朝鮮、いわゆる日朝交渉がずっと続いてきたわけですが、北朝鮮側の代表団長であった田仁徹さんが亡くなりましたので今しばらく中断をした状況ですけれども、向こうのかわる代表団長がそろそろ決まるのか、そしていつ次の会談、会談が行われるのか、この辺の見通しはどうなりますか。

○政府委員(谷野作太郎君) 一月の末に第六回目の交渉を中平大使と田代表の間で行いまして、その後、急にがんでお亡くなりになったという報に接したわけでございます。後任者の任命につきましては、今、内々のやりとりを実は先方といたしておりますけれども、いずれ正式に発表できるのではないかと思います。

ただ、一月の末では、一応三月の末に第七回をやるというところで別れたわけでございますが、今のようないきなり状況になりましたので、次回をいつにいたしますか、正式の代表を決めていただいてそれを発表した上で先方と第七回目の段取りを決めなければいけないと思っております。四月前半は、御案内のように、金日成氏の誕生日でいろいろ国内の行事が十五日でございますか予定されておるといふことでございますので、ただいまのところ私限りの見通しでは、恐らく第七回は早くてもその後ということになるのではないかと考えております。

○田英夫君 北朝鮮の方も、問題の一つであった核査察の問題について、IAEAとの協定を四月に批准して六月には査察を受け入れるというようなことを表明しておりますけれども、これはやはり日朝交渉が前進する要素になるのではないかと考えます。

全く大ざっぱなその見通しですけれども、この交渉も既に足かけ三年近くなる。実質二年ですね。そういう中でどういふ見通しを持っておられますか。

○政府委員(谷野作太郎君) よくあとどれくらいかかるのだというお尋ねをいただくわけでございます。他方、現在のところ私もその辺のことに

ついて残念ながら確たる見通しをまだ持ち得ないわけでございます。幾つかの点でまだまだ基本的に考え方が分かれておりますので、その辺の理解をさらに深めていくプロセスが必要だと思っております。

他方、ただいまお話しした核の問題、これは国会でもいろいろ御議論がございまして、私もこれは大変重要な問題として、過去一年先方との六回にわたる交渉でこの点を国内の御議論を踏まえて日本側の立場、考え方を先方に伝えてきたところでございます。ただいまお話しのように、私はこの問題については大変いい動きが出てきておると思っております。そこを抜ければ、と申しますのは、IAEAによる査察がきちんと行われて核をめぐる北朝鮮へのいわゆる国際社会が持つておる疑惑というものがきちんと晴れるのであれば、仰せのように、私は日朝交渉はそこで非常に大きな前進に向けての展望が開けてくると思っております。

もちろんそれだけが問題ではございませんで、その他幾つかの問題で議論を重ねていかなければならない難しい問題がございまして、やはりこの核の問題というのは日朝交渉を進める上で大きないい環境を整えるものだと思っております。

○田英夫君 これは大臣に伺いたいですけれども、日朝交渉は今アジア局長が一つの核の問題が山を越せばという意味のことがありました。最後の落とし場所といえますが、そのときの形なのですけれども、過去に日本が、サンフランシスコ平和条約は別にしまして、中国、ソ連と国交正常化をしてきた。このやり方は、まず中国などは最も典型的ですが、田中総理の決断でいわゆる日中共同声明というものが出来たことによって日中友好条約といふものを結んだ。具体的な問題はその間の交渉で、つまり二段階方式ですね。日ソのちにはロシアのような、さっきの松前さんの御質問のような状況になってしまっているわけですが、

そういう方式と、日韓のような一挙に日韓基本条約という形で条約を結んで国交も正常化したというこの二つの方式があると思うのですけれども、この日朝の方は日中方式をとるといってお考えはありませんか。

○政府委員(柳井俊二君) 大臣から御答弁あります前に一点だけ私の方から申し上げたいと思

ただいま田先生が分析されました中で日中の国交正常化でございますが、これは確かに日中共同声明というものがまずあって、それからその後日中平和友好条約というものが結ばれたわけでございます。御承知の上のことと思っておりますけれども、いわゆる正常化の問題、これはすべて日中共同声明で処理をしたということでございます。したがって、その後に結ばれた日中平和友好条約というのは、過去の清算という問題ではなくて将来にわたっての友好関係、平和的な友好関係を樹立し固めていくというための将来に向かつての条約ということでございまして、いわゆる通常の平和条約とは違ふものでございます。

この点、御承知の上のこととは思いますが、私も、ちょっとその点だけ確認させていただきたいと思

○田英夫君 大臣、いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 朝鮮半島については、韓国と朝鮮民主主義人民共和国と現実には二つの政府が存在し、それぞれ国連に加盟したという現実が一つございまして。しかし、いずれの国も平和的統一ということは言っているわけですから、そこらの点は頭に入れなきゃならない。韓国との国交正常化についてもこれはいろいろ議論があつて、十数年、十三年かな、かかったわけですね。

私は北朝鮮の代表者の方にも言っているのですが、これはそんなにかるわけがない。問題は一つは核の開発の存在、あるかどうか、これをともかく疑念を除いてもらうということがまず一つの問題。あとは日韓の間でつくられた条約のプロセスがあるわけですから、あれは経済協力協定とい

う形をとったのですが、それと全く別の問題を持ち出しては、これはなかなか難しいです。だから、日韓の考え方、妥結したときの考え方と同じような考え方に乗れるかどうか。私は、この二つの基本方針が決まれば何も代表部を置いて長々と、国交完全正常化じゃないが一応パイプができたという形をとる必要はないのじゃないかと。だから、あとは北朝鮮側の決断次第じゃないのかなという感じを受けておるのです。

なるべく早く、核は存在しないと言っているのですから、であって批准もすると言っているのですから、批准した以上はお互いに査察を認め合うと、これは南も言っているわけですから、だから私はその気にさえなればとんとん拍子にいくだろうし、そうでなければなかなか難しいのかなという感じを持っています。

○田英夫君 別の問題ですけれども、PKOを含めて日本の国際貢献ということが今大衆論議の焦点になっております。事実それは、新しい世界の枠組みの中で日本がどうやって国際的に貢献していくかというのは非常に重要な課題だと思えます。

同時に、それを日本が果たしていく大前提として、特に今の朝鮮半島それから中国が中心ですが、過去の戦争、侵略、そして植民地支配といった不幸な出来事の問題がまだ完全に行われていないのじゃないかという問題ですね。強制連行の問題とか従軍慰安婦の問題というように今出てきている。

非常に私が心配していますのは、今中国で行われている全人代、全国人民代表大会に千人の署名で日本に対して民間賠償を行えという要求をしようという決議案が出ておられます。千八百億ドルという額まで出てきています。そういういわゆる民間賠償を行えという動きは、日中共同声明そして平和友好条約というものが結ばれているのだからもうこれで解決済みだということと突っぱね続けるわけにはいかないような、それから朝鮮半島の問題についても南北ともにやはりこの点

については一致して、特に従軍慰安婦や強制連行の問題については非常に厳しい態度をとっておるわけで、この中国や朝鮮の動き、これは朝鮮半島の動きは大変重要だと思っております。

これも外務大臣にお答えいただきたいのですけれども、ちょうど日中国交正常化二十周年という今年、この中国で起こっている民間賠償という点についての動きをどういうふうにお感じになりますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) まず最初の全人代での動きについては、これは私は新聞で見たとこであって、何か議論をされていることは事実のようですが、現時点についてどうこうということコメントできる状態にはありません。

また、戦争にかかわる日中間の請求権の問題は一九七二年の共同声明発出後存在していないというように我々も一貫しているわけでありまして、したがって、民間賠償の問題を日中両国間で改めて協議をするというようなことは全く考えておりません。中国政府もそれは明らかにしておるところであります。

我々は、その一過決まったものを取り壊してまた別なことが始まっていくようなことをやったら、日本の国益に関する問題ですから、これはそういうことはできません。できませんが、しかしながら過去の歴史というのに対して我々は認めるものは認めながら、友好増進という中でそれはその嫌な思いを消していくということが大事だろう、私はそのように考えております。

○田英夫君 私も政府間で蒸し返せると思っております。わけではありませんが、民間の賠償というのはあくまでもその被害を受けた中国なり朝鮮の民間の方が提起をする。これに対して日本側はどうしたってこれは政府が対応しなければいけないというところで、中国政府もこのところの問題については微妙な態度の変化があるというふうには私に思っています。

きょうは時間ありませんからこの問題はこれ以上触れませんが、非常に私は、日本の国

際貢献ということと絡んでこの過去の問題をもつときちゃんと国民の皆さんまで、つまり相手国の国民の皆さんも含めて納得できるような解決をしないといけないのではないかとこのように思っています。ことだけを申し上げます。

次に取り上げたい問題は中国と関連をするをですけれども、外務省と直接関係ありませんので法務省においてになっていただいておりますが、非常に残念なことなので、大臣はひとつお聞きください。最後に御感想を伺いたいと思います。

中国に取り残されていた日本人、いわゆる残留孤児という言い方がありますが、そういう皆さんも含めて、あるいは御婦人、中国人と結婚してしまっていたのでそのまま残ったという人も含めまして、何といいますが、中国残留者、その人が最近帰国をしてきている、孤児を含めて。その人たちが帰ってきて日本で大変いろいろな生活に困り言葉に困り、これに対する日本社会あるいは日本政府を含めての対応というものが十分でないのじゃないだろうかと思われる事件が起こっております。

私がきょう申し上げるのはその一つの例なんですけれども、もう帰ってきたのは八〇年代半ばですが、日本人の御婦人が中国人と結婚をされていて、別れてそして日本に帰ってこられた。まさに残留婦人ですね。そういう形の方が帰ってこられた。そのときに養女とその子供、つまり血はつながっていないのです。ここにまた非常に法的に難しい問題が出てくるわけですが、つまり日本人の御婦人を中心に養女とその子供二人、孫ですね、そういう御家族が日本に帰ってきた。ところが、言葉がうまく通じない。その孫の一人は中学生で帰ってきたのですけれども、学校へ行ってもなかなか言葉もできないからなじめない。そして、家が貧しいから働きに出てなかなかなじめないというふうな状況が続いてだんだん屈折した気持ちになって、ついに傷害事件を起こしてしまうのです。それが一昨年度です。

そして、その傷害事件を起こしたのも結局同じような運命にあった中国から帰ってきた日本人の家族、あるいはその本人と同じような境遇の青年たちが一緒になって傷害事件を起こしている。結果的には一年二カ月という実刑判決を受けまして、一年二カ月を勤め上げた上、昨年末に出所したわけですね。そうしましたら、これはこれから先が法律の厳しいところですね。一年以上の実刑判決を受けた者は刑を終った後強制退去にしなければならぬという法律があるのです。これがまた、韓国の場合は七年というふうに特例として認められているわけですが、その他の外国人は一年以上の実刑判決、こうなっている。一年二カ月の実刑判決ですから、この青年は中国へ強制退去を命ぜられるということで収容所に入れられてしまったわけです。

その弁護士さんから私は話を聞いて、法務省に何とかこれはもう冷たい仕打ちをしないでいただきたいというのをお願いして、法務省も例外として仮釈放にしてください。これは大変ありがたいことになりました。本人も収容所から出てきてすぐ私のところにあいさつに来ました。印象としては大変何といいますが、純情な青年という印象を受けたわけです。

ところが、やはり精神的に屈折していた状況は完全には直っていない。私も、もう絶対にそういう傷害事件というようなことを起こしてはいかぬよと、日常生活を本心に慎重にやってほしいということを言ったのですけれども、つい一週間ほど前にこの青年はまた酒を飲んでバイクを運転している現行犯として警察に逮捕されました。今も留置場に入れられているという状態にあるわけです。これは一つの例として申し上げました。

これは今のこの新しい飲酒運転というこの処分が出ました後は中国へ強制送還される、こう法律上はならざるを得ないと思いますが、その点は法務省、そのとおりですか。

○説明員(小野垣啓一君) 中国残留孤児の子供たちは孫でございまして懲役一年を超える刑に処せられるなど退去強制事由に該当する者に対しま

しては退去強制手続がとられることになっております。しかし、本人が日本へ在留を希望するという場合には、その手続の中におきまして犯罪の内容容であるとか刑期、本人の経歴、家族関係、生活状況、素行等を十分調査してこれらの事情を総合的に検討した上で、事実ごとに在留特別許可の可否を決定することとしております。

○田英夫君 この本人は、これは中国の法律はまた日本と全く違うようでありまして、中国にそういう形で残留していた日本の婦人が帰国してしまつた、家族も連れて帰つたというとか、家族をくめるめて、あれは何と読むのでしょうか、中国では戸籍のことを戸口と言ふのですか、この戸籍から抹消されてしまふ。したがって、この問題の青年は中国へ帰りましたも戸籍が抹消されている。それからこの人の場合はだれも姻戚関係の人はいない。昔のお父さんがいるのですか、これはもう離婚してしまひましたから関係はなくなつてゐる。

こういう状況の中で、本人が入管法で収容所に入れたるときに、強制送還されそうなる状況になつたときに、お母さん、お兄さんみんないる、国に帰つても一人では生活できない、どうしても日本にいたい、たまたましい言葉ですが、これはその程度しか日本語がでないでこのいう言葉を書いて法務省へお出ししたようですね。これが唯一の、このたまたましい文章が特別在留許可申請の文書というふうになつて、しかもこれは法務大臣の名前で即日却下になつてしまつてゐるわけですが、したがって、強制送還という格好になるおそれが非常にあるというふうになつてしまひました。

いずれにしても、この問題は非常に不幸なことが重なる特殊なケースかもしれないけれども、中国残留孤児と言われた方々が日本に帰つてきてその家族を含めて生活が苦しい、言葉が通じないというふうなことを基本的な原因にしていろいろな問題が起つてゐるということにこれはもう外務省の皆さんも御存じだと思います。

私は、最後に大臣にお願いしたいのは、もとを

ただせば日本の戦争ということが原因になつてゐるわけですから、韓国の場合、朝鮮籍の人でもそうですが、七年という特例を設けておられる。中国は一年以上というものとあれが適用される。何とか法的に温かい処理をしていただけないものだろうかというのが私のこの問題に遭遇しての気持ちなのです。

もともと中国にいて、あの戦争の犠牲者である日本人とその家族の問題ですから、これは外務省は直接関係ない。法務省、厚生省、そういうところの問題でしようけれども、副総理でもある渡辺さん、最後に、今お聞きになつたこの問題、法的には実ははっきりしているのですけれども、何とか温かい政府としての処理がないものだろうかというところをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 今、法務省の担当者の方から、犯罪の内容とか家族関係とかいろいろな諸般の事情を全部検討の上で結論を出したいというところを言つてゐるわけですから、これは情で法律を曲げるというわけには原則的にはないから、のでございまして、本人の改悔の情がどれだけのものか、今後、刑が終わつた後で犯罪を絶対起こさないという見通しがつかぬのか、そういうものも含めて大岡裁判もあることだろうと私は期待してゐます。

○田英夫君 終わります。

○黒柳明君 大臣、きのう梶山国対委員長が与野党の国対委員長会談でPKFの凍結、こういう提案をしたと報道が出ております。

どうなんでしょうか、外務大臣、このPKFの凍結ということについては大臣はどういうふうにお考えになつてゐますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私といたしましては、まず原則論を言えば、せっかく話し合ひの上で修正をして衆議院から参議院に送つたものでござい

ますからそのままでも通してもらいたいということ

よつて本来のPKO活動が所期したことが大きく阻害されないというのであれば、それは前から言つてゐるよう自動車の免許証をもらつても最初のうちは青葉マークだよというところもあるで、そこはもう各党間でひとつ話し合つてもらえ

ば私はその程度のもので政府としてはやむを得ないのじゃないか。各党間、より多くの人が賛成できるような形になることが一番いい。百点満点とはいかぬでしょうが、できるだけ多く、一党でも多くが参加できる方がいいのじゃないかという感じがいたしてゐます。

○黒柳明君 丹波さんも当然原案どおりに成立するに越したことはない、外務大臣がおっしゃつたとおりですが、与野党の話し合ひというものは当然必要で、与野党の委員長から、責任者からそういう提案があつた。もしPKFが凍結で成立ということがあればこれはやむを得ない、もう一番の現場の事務の責任者としてもそれはいたし方ないことであらうと、こういうふうには感じますか。

○政府委員(丹波實君) 今、黒柳先生の御質問に對して渡辺外務大臣が申し上げたことに對して、私としてつけ加えることはございせん。よろしくお願ひしたいと存じます。

○黒柳明君 大臣、フン・セン総理に会われました、PKFの派遣のことですが、昨年現地で会いましたときには当然日本の自衛隊の存在もよく知りませんでした、フン・セン首相は、当然自衛隊と我が国憲法との関係はこれはわかりません。当然PKOの我が国内での推移、これはてんでわかりません。

今回訪日して大臣に会われた。そしてPKFの派遣を要請した。そのときはどうでしょう、か、そういうようなことを相当知られて認識しているという感じを受けましたでしょうか。いかがでしょう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) UNTACができ、日本の大使館が置かれ、それから日本に訪日するということになれば、日本の勉強も当然それはするのですよ。我々知らない外国に行くときに不勉強

強で行くわけじゃないのですから。やはり向こうの国の事情とかなんかもなるべく全部勉強して行かなければ話ばかり合ふ合ふないし、だから当然に勉強をされて来られた、そう思つております。

○黒柳明君 そうじゃなくて、私はもう二十年前も党の国際局長をやつてゐますから、今外務大臣がおっしゃつたことなどというのはいはれは当たり前、前のイロハのイの字でありましてね。私たちが会つた時にはそういうことを知らなかつた。当然勉強してきた、してゐることも当たり前でありまして、そうじゃなくて大臣が会われた時にいろいろなことについて認識を深めていた、認識をして

いたという感じを受けたかどうか。そのことをデイスカスしたわけじゃないと思ひますね、別に。そんな時間もなくかつたと思うのですけれども、いかがでしょう、か、こういうことを聞いたわけですから、勉強してきてゐることは間違いないと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それはもちろん勉強もしてきてゐるし、もう既にタイの軍隊は入つてゐるしインドネシア軍も入つてゐるし、次から次から入つてくるという状況ですから、それは時世が変わつてきておりますからね。

だから、フン・センさんとしては日本からいろいろな経済的な支援をもらうことは大変ありがたい。しかしながら人的貢献についても、それはシアヌークさんも同じことを言つてゐるのですよ、できることならもう単なる選挙監視とかそういうふうなことだけじゃなくて、自衛隊もほかの国並みに入つてもらつて御貢獻いただければありがたいというところは皆言つてゐるので、チア・シムさんも言つてゐますしフン・センさんもみんな言つてゐるのです。

○黒柳明君 局長、明石さんから先ほどもちよつと話がありましたように、警察活動、文民警察みたいなものも、こんな話がありました、これは現行法では無理だろうという感じはいたしますが、先ほど局長から今までの国会審議での答弁を踏まえていろいろ話がありました。法案の成否は

まだわからない、成立しなきゃならないという局長ですからね。ただ、これが不成立だとはっきりした時点においては、現行法で許せる限りのカンボジアに対する人的貢献、派遣、これはするということとは当然お考えになつてゐるわけですか。

○政府委員(丹波實君) これは従来から御説明申し上げてきておりまして、政府といたしましては、先ほど御説明申し上げたような軍事部門あるいは文民部門に幅広く協力を行ひ得るためには今お願い申し上げているこの法案をぜひ成立させていただきたい。そういう状況でございますので、不成立を前提といたしまして議論を徹底して深めていくということは現時点ではなかなか困難であることは御理解いただきたいと思ひます。

他方におきまして、先ほど申し上げましたけれども、法律が不成立の場合には何もいたしませんというところも実は申し上げておらないわけでございます。そのときはそのときで、大要私たちは不成立というのは不幸な事態だと思ひますけれども、そういう事態に当面した場合には何が出来るか、その時点で考えなければならぬことを今から少なくとも事務当局としては勉強しなくちゃいかぬなと思つております。

しかしながら、ナミビアとかニカラグアとかそういった選挙監視の前例というものがございまして、けれども、カンボジアの治安状況あるいはインフラが非常に悪い。御承知のとおり、国連は、今各国が軍事要員を出してくる場合に、インフラが非常に悪いので六十日間ほどは自給自足態勢がとれるようにということすら要請している状況ですから、かつての前例がそのままカンボジアに当てはまるのかどうか、そういうことも考えながら勉強しなくちゃいかぬなというふうに考えております。

○黒柳明君 そうすると、成立するかしないか時期的にまだ若干時間はあるわけですが、今不成立ということは全く考えていない。考える必要がないと私も思ふのですけれども、不成立の場合には現行法において何が出来るかというこの検討、この勉強もまだやってなくて、不成立と決ま

るその前後に勉強すればいいと、こういうことですか。

○政府委員(丹波實君) なかなか詰めて御質問されると困りますけれども、本日に法案の成立をま

ずせよよろしくお願い申し上げたいと思ひます。不成立になった時点で初めて鉛筆をなめ何か書くということではございまして、頭の片隅ではどういふ状況のときにはどういふことを考えるのが官僚の務めであらうと思ひますので、頭の片隅では勉強はいたしておるつもりでござい

ます。

○黒柳明君 頭の片隅で勉強していること、例えばどんなことを勉強しているのですか、頭の片隅で。箇条書きでもいいから教えてください。

○政府委員(丹波實君) これは先生、箇条書きということをおっしゃいましたけれども、箇条書きにできるほどたくさんはございません。難しきという感じを持つておりまして、前例前例ということをお願いしましたけれども、それは典型的には八九年のナミビアに二十七名でございまして、選挙監視要員を出しまして、それから九〇年にニカラグアに六人の選挙監視要員を出しましたけれども、そういった分野における活動というものが一つの典型ではないかなというふうに考えております。

先ほど申し上げましたけれども、警察業務ということになりまして、国内法上研究し尽くしたわけではございませんから断定するつもりはござい

ませんが、今のところ考え検討したところでは、警察業務なんかはやっぱり現行国内法上では困難であらうというふうに考えております。

○黒柳明君 選挙監視はもう前例ありますから、どうですか、頭の片隅では文民行政、各省が向この省を援助する、こんなことも当然頭の中の勉強のテーマに入つてゐるわけですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) そういうことは勉強する必要はないのです。それはもう考えなく

たつていいと私は言つてゐるのです。それは法案は私は通ると思ひますよ、必ず話し

合ひによつて。その程度の見識は皆さんお持ちだと私は思つてゐる。国民の七割もがそれは当然あるべきだと言つてゐるのに、国会だけがだめだと言う人が過半数いるなんていうことは考えられない。したがつて、私は通ると思つておりますから、やはり通つたときのことを勉強を今した方がいいと。

実際はもう通らなかつた場合というのは、通らなくてもやつたことはあるのですが、ほとんど大したことはできないということですよ。特に日本はこのカンボジア和平については海部総理のときにわざわざ東京会談を持たせて、それで先鞭をつけて、こうやれあれと言つてうんと話し合ひをさせてきてゐるのですから、それがいいよ今度には和平実現になったらばろくなことはできないというだけじゃ済まないものでありまして、東南アジアなんか言つてゐるのもそれなのです。

だから、私はそういう点でもかくだいだけ話し合ひをして、そろつと始まるのならそろつと始まつても結構だから、ひととせひとと成立させるように一口皆さんによく頼んで歩きなさいということを私は言つてゐるのです。

○黒柳明君 これは大臣という最高責任者が絶対に通ると言ふのなら通ると思ひますけれども、客観的に常識的に見て、マスコミだつて通るなんていう書き方じゃないですよ。難しいですよ。疑問です。通るじゃなくて通さなきゃならないと言つてゐるのは総理と外務大臣だけ。あとの人は通さなきゃならないと言つてゐるのじゃない。マスコミは一斉に難しい、困難だと、こう言つてゐるのですよ。

これは外務大臣、公明党と民社党なんていって各党いっしょにいますから各党の話し合ひですけれども、いわゆるPKFの凍結と国会承認、もう委員長と委員長が何か感情的な見方になつてしまつてゐる。こんなことで客観的に見たつてもう通らない。通る可能性の方が少ない。

大臣はどういう割りつけで絶対通るという裏づけがあるのですか、それをお聞きしたい。どうい

う裏づけですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 物に絶対ということはありませんよ。

○黒柳明君 私も絶対ということはない。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 絶対ということはありませんが、法案を出してゐる大臣としては最後の最後までもうその夢と希望とをしっかりと持つて頑張りなさい仕方のないことでありまして、私はこれは話し合ひによつて必ず通していただけると、こう思つてゐるのです。確信犯なのです、ある意味では。

○黒柳明君 思つてゐるなんたつて、大臣だつて国会の主命たいな経験持つてゐるじゃないですか。だから責任者として通させてもらいたい、通そうという意欲はいいけれども、現場の局長は万が一の場合の勉強する必要がある。それは余りにも、私は局長の肩を持ちますよ。大臣、横暴ですよ、そんなもの。勉強してと言ふのですから、万が一の要つたときを考えると、ああ丹波局長、御苦労だ。もう今ここで今晩一杯どこかで飲ま

せなかつたら、局長膨れちゃつてゐる、そつぱ向いちゃつてゐる。大臣は横が見えないけれども、そつぱ、左向いちゃつたです、大臣。

これは大臣が確信持つてゐるのですから我が党も通過させたいと、こういうことを願つてゐるのですからもう結構ですけれども、裏づけがないとだめです、大臣。裏づけがない総理や大臣の発言は非常に我々もはつきり言つて迷惑だ。裏づけを持つてやつていただくら私たちだつて何とか通過させたい、この信念でいろいろない知恵を働かせてやつてゐるのです。裏づけがないで通さな

きゃならない、通そう通そうというのにはこれは迷惑です。話し合ひの中で私たち善意で前向きでやつておるのに。

その点失礼なことを言つてなんですが、さつきの局長に対する、そんなこと言わなくていいということを言わなきゃ私こんな失礼なこと言つても

りないですよ。だからちよつと、そんなこと考えるな、裏づけがなくて通るのだなんてそんなばか

な話、ここで話すことじやない。まあひとつまた後でゆっくり話しましょう。

それで、警察庁に来ていた。当然今の現行法じゃ警察官の派遣なんてできませんわな。

○説明員(漆間巖君) P K Oの遂行は現行法上は警察の任務になっておりませんので、したがっていましていわゆるP K O法案が通りますと警察官の身分で警察官をP K Oに参画させるということとはできないということになります。

○黒柳明君 当然そうでしょうね。

そうすると、自衛隊ではそういう話がありましてたけれども、警察官のいわゆる出向とか休職とかこういうあれだと出せることはありますか。

○説明員(漆間巖君) 現行法上は、警察官の身分でなくて例えば外務省の定員を借りて行くということもできますが、しかしこれは警察官としてとて、警察官なんだから意味がないと。だって今インドネシアだって丸腰ですよ、何も持っていないでP K Fで丸腰でやっているわけですから。現場へ行くと必ずしも意味がないとこちらで想定するよななものじゃないかわかりませんか。一応は警察官ですから、警察官として行くわけだから。そうすると、休職、出向で行くことができる。その場合には当然ビートルは持てないかな、そうなる。

○説明員(漆間巖君) 先ほど申しましたように、P K Oという任務が付与されておられますので、警察官という身分でなしで出る場合にはけん銃を持っていくという根拠がございせんので、けん銃、武器は持てません。

○黒柳明君 武器は持てないですね。わかりました。

局長、大臣がいなくなったので、ひとつ万が一の場合も当然頭の隅で勉強して——ああ帰ってきた、いけないいけない。早いよ、あと一分おしっこしてきてくれな。ちよつと早かった。

ちよつと時間がありまけんもので、きのうかな、おとといかな、防衛庁長官が、北方領土から三割ソ連軍の兵隊さんが撤退している。ロシアの外務大臣が来たときにそんな話があった。ところが、防衛庁ではそんなことないのじやないかと。それで外務省の方はどういうふうになんていう発言がありましたか、きのうかおととい。外務省はどうでしょう、この北方領土、ソ連としてやっぱり約束ですから、公約ですから、三割の撤兵。外務省としてはこれは撤兵していると思われているのですか。

○政府委員(兵藤長雄君) コズイレフ外務大臣は渡辺外務大臣に対して、三〇%の削減は実施したと。渡辺外務大臣から具体的にはどういう形で実施したのかという問いに對して、人員数で言えば一万人から七千人に削減をした、こういう発言がございました。これにつきまして防衛庁の方に正式にそういう事実が確認できるかどうかを照会いたしております。まだ正式な回答はいただいております。その間に若干の報道が見られたということは私も承知しているところでございます。

○黒柳明君 長官は外務省の見解と言ったけれども、こちらからむしろ防衛庁の方に問い合わせてその返事待っている、こういうことなのですか。そうすると、三割撤退したというところについて、こちらとしては大臣の発言があったですから、撤退したと。今のところはそういうことで了解している、こういうことですか。そうじやないのですか。そうですね。

○政府委員(兵藤長雄君) はい。

○黒柳明君 そうすると、防衛庁の方でその確認を待って、本当に撤退しているかどうか、これはいつごろわかるものなのですか、定期的に。

○政府委員(兵藤長雄君) これは防衛庁の方に今

お願いをしている段階でございますので、私の方からその確認ができるかどうか、確認できるとすればどのくらい時間を要するものであるかというところは私自身ちよつとこの場でお答えする立場にございませんとことを御理解いただきたいと思います。

○黒柳明君 そうすると、大臣、やっぱり若干三割撤退したかどうかということについてこちらとしては疑問な点があると、こういう感觸が大臣もあられましたか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 我々は相手の言葉は信頼したいと思っておりますが、しかし丸々うのみにするというわけにもいきませんね。北朝鮮の核問題と同じような話でございます。北朝鮮の核問題と同じような話でございます。ただ、私には実は去年、大臣になる前に五月とそれから七月の末、八月とソ連の軍の最高指揮官であるモイセイエフ参謀総長と会いました。それから同じく極東軍司令官とも会いましたが、そのときに彼らが言っておったのは、かなり撤退をして既に一個師団しか残っていないと。それを言っていました。去年の八月の初めのときに、それをさらに今度は三割減らして、ですから七千ぐらいですかと言ったところが、旅団クラスだということとを言っていました。

しかし、一つ問題なのは、K G Bつまり国境警備隊、あれが何千人いるのか、千人いるのか、それが入っているのか入っていないのか、私はこれは別じやないかという感じを受けているのです。それが二千いるのか三千いるのか千人なのか、そこらのところを明らかにしておりません。だけれども、軍隊の方は三割減らして旅団クラス、師団にはなっていないということも言っています。それから全く根拠のない話じやないだろうと。私は防衛庁の方でそれについてはどういうふうな見解が聞いているかと思っております。

○黒柳明君 ありがとうございます。

○立木洋君 この法律案については、在外公館の新設等これは当然の措置だと思ひますし、また公務員の諸手当などについてもこれは賛成です。で

すから、この中にあるホーチミン市に総領事館を新設するという問題と関連して、日本とベトナムとの関係について若干お尋ねしたいと思ひます。

最近、日本とベトナムとの関係が進み始めている、あるいは経済的な状況についても動き出しているというふうなところを見るわけですが、一月に政府が経済調査団を政府の調査団として出されたわけですが、この調査の結果がどうだったのか、まず最初に知らしていただきたいと思うのです。

○政府委員(川上隆朗君) 御指摘の調査団でございますけれども、私自身が団長になりました。関係省庁及び経済協力の実施機関で構成されまして、一月の中旬でございまして、約一週間ホーチミン、ハノイ等を訪問いたしました。ベトナム政府の関係者と協議を行ったわけでございます。

調査団の目的といたしましては、基本的には対越経済協力の再開に向けて正式にベトナム側との対話を開始する、再開のための準備を行うということであつたわけでございますが、あわせて今後の両国間の経済協力関係を深める上での基礎となり得る経済社会状況、ベトナムの経済社会状況を調査するという目的がございました。

経済協力再開の準備につきましての対話でございますけれども、まだもちろん問題点は残っております。けれども、基本的には相当程度の進展が得られまして、再開に向けて今我々は重要な一歩が踏み出されたというふうに認識いたしております。次第でございます。

それから経済社会状況の調査につきましては、これは短期間の印象でございまして、基本生活物資の流通は非常に豊かで市場経済化が進展しているというところについて印象づけられます。ともに、社会経済インフラの不備と申しますか、特に港湾、道路、電力といった分野での早急な整備の必要性を認識した次第でございます。

○立木洋君 外務大臣、昨年ベトナムを訪問されて最近もいろいろと動いておられるようですが、この見通しですね。ただ単なる経済協力だけの問題じやなくてベトナムとの関係等々について、ア

アメリカ等々の動きもありますが、それらについての見通しを外務大臣はどのように、経済協力やアメリカとの関係や今後の日本との関係等々、見通しについて少し述べていただきたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄) 残念ながら、ベトナムの問題については、二年ぐらいい前までは中国との間も非常に仲が悪かったのです。実際は、私はそのときに中国の指導者、ベトナムの指導者にも会って、これの正常化をしないとカンボジア和平はできないと思っておったものですから、いろいろ橋渡しといいますが、平たく言えばそういうこともやってきました。

これはうまくいってあとはアメリカとの関係ですが、ベトナムはアメリカとの国交正常化を一日も早くしたいということ強く望んでいる。アメリカの方はなかなか難しい。捕虜問題とか遺骨問題というのがあって国民感情があるという中で、ベトナムとの正常化はしたいということがあつたのですが、ロードマップとか何とかいって段階的なやり方をしようというふうな構えであります。

日本はその中間に立つておるわけでございまして、我々は、ベトナムがせっかく民主化もある程度やろうと、政治体制は中国と同じようなことを言っているのですが、経済開放・改革についてはやはり市場原理を取り入れたものを広げていこう、民生の安定を図っていきなさいということですが、六千五百万の人がおつて多少の資源もあり、今まで戦争疲れておるわけですからこれからはもうそういうことはやらないということなので、何とかベトナムについても我々と同じような価値観を所有するような国家になってほしいと思う。

平和国家として今後繁栄していくことはASEANに対してもプラスになりますし、また緊張緩和にもなりますし、ソ連の軍港とかそういうようなものも全部廃止されておりますし、それから、これについてはできるだけベトナムの自助努力を支援して差し上げたい、こういう考え方で目下努力をしておるというところであります。

○立木洋君 ベトナムとの関係を考える場合、も

ちろん大臣も十分承知されておいでになるだろうと思ひますけれども、非常にベトナム民族というのは苦難な歴史を経てきたわけですね、さまざまな植民地の経験を経て、それから、民族の主権、民族の基本的な権利というものを相互に尊重し合うということがベトナムとの関係を考える場合に私は非常に重要なことじゃないかというふうなことをあの歴史を振り返りながら痛感するわけです。

この点について、ベトナム民族の基本的な人権を尊重する、向こう側も日本に対してそういう対応の立場で相互に尊重し合うという立場はもちろんですけれども、そういう見地をやはり重視していくことが非常に重要だというふうに考えるのですが、その点についての大臣のお考えはどうでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄) ベトナムが今まで中国とかASEANから警戒されておつたというのは、これはもう要するにあそこはなかなか優秀な民族なんです。それで、結局カンボジアに侵入をして中国の支援下にあつたポル・ポト政権を追いつたというところから国際社会においてちゃんと警戒されたわけです。

中国側として見れば、これは鄧小平さんが今から十何年前に私に言つたことですが、我々はベトナムがどんな勢力を伸ばしていくのはとんでもない、だからあそこから手を引いてカンボジアに中立の非同盟の国ができるならばそれが一番いいのだと言つておつたし、アメリカの方もベトナムがカンボジアのヘン・サムリン政権を支援するために軍隊を出しているというのはいけなからぬ、だからそれを引けばベトナムとの関係は改善される、こう言つておりましたから、ベトナムの要人に対してはそれは一日も早く兵を引いてそして外国に侵略しているような形をとることはやめた方がいいということとは繰り返し繰り返し私が言つてきたのです。

ベトナム側もそれはよくわかつて、今度カンボジアはあのような形になって国連監視のもとで新しい国家をつくらうとしているわけですし、した

がつて自分たちは自分たちの国の再建を図らなきやならぬということでは一生懸命なのです。IMFのいろいろなコンディショナリティー等もよく消化をしてかなりそのための犠牲も国内ではあつたようですが、それなりの努力をしているわけですから、でありますから、私はベトナムの考え方を評価しておるのです。

だから日本としては、フランスとかイギリスなんかみんな支援しようと言っているわけですから、豪州にしてもどこにしても、非常に警戒を保持しておつたタイまでもベトナムについてはそんなに心配しなくたつていい、戦場を市場にすべきだということのようなことを前のチャチャイ政権が言っているというふうなことを非常に態度が変わつてきておる。ASEANも大体ベトナムについては、

経済の復興をさせることはASEANの地域の繁栄に役立つというコンセンサスができておるのである。したがつて、私はベトナムの今のやり方を支持することは何ら不思議はないし、私はやるべきだという意見なのです。

○立木洋君 前段のベトナムとカンボジアとの関係については私は異なった見解を持っておりますが、それはここで述べることにはしませんけれども、長期にわたつてベトナムがカンボジアに駐留したことについては私たちが撤退すべきだということを中心として、ベトナム側とはその点で意見を闘わしてきたという経過があるということだけは述べておきたいと思ひます。ただ問題は、民族の自決権の問題というのは、今の国際的な状況から見ればこれはすべての国がやっぱり尊重し合わなければならぬということだと思ひます。

それで先般、我が党の上田さんが予算委員会ではベトナム戦争の問題、ベトナム戦争をどう考えますかと外務大臣に質問しました。そうしたら、これは共産主義が広がるのを抑えるためのものであつてというふうな、よかつたような見解をお述べになつたけれども、これは私はやはり不当なお考え方じゃないかということはどうしても指摘せざるを得ないので、ベトナムとの関係を考える

上では、あれはフランスの植民地で長期にわたつたわけですから、その中から、何とてでも植民地から抜け出していかなくならなかつた。日本の軍隊もやっぱりベトナムに侵入して大変な悲惨な状態を受けている。その後、フランスが再侵略をして、ジュネーブ協定が結ばれたけれども、それを侵犯してアメリカが五五年から介入してさらには南に別の国をつくらうというふうなやり方までして、そして軍事的な介入までした。

これは明らかに他国の主権に対する私は重大な侵害だと思ひます、これを何か共産主義が広がるのを抑えるというふうな言い方をしておつたのはまさにアメリカで、最終的にはパリの協定の調印で間違つておつたということを確認ざるを得なかつた。結論がパリ協定で出ているわけですから、

人類の歴史の経過から見てもこういう間違つたことについて何かそれが正当だつたというふうなお話をされるというのはいくらも、日本ベトナム友好議員連盟の会長さんでもあるわけですから、今後のベトナムとのことも考えるならばベトナム民族が歩んできた歩みについても正当な理解を持つて私は対処すべきだと思ひます、この間の予算委員会での答弁というのはいささか不当であつたかどうかというのを指摘しておかなければならないと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄) 私は、世界全体としてなぜ国連ができたのに各地で地域戦争、地域紛争が起きたかという、それはやはり思想的な問題が背景にあるのです。キューバの革命も、ベトナム戦争もその一環でなかつたかということを出兵したことのよしあしということをやつたわけではなくて、やはり本来のベトナムの政權とアメリカとの間に条約があつて支援を頼まれて出たということでしょう。その点を私は申し上げたのです。

だから、今後は共産主義の輸出というのはいささかなくなつてゐるんだから、そうしなければいゝる資

本主義対共産主義の闘いというのはなくなるの
じやないですか。違いますか。

○立木洋君 せっかくお尋ねですから答えま
れども、わたしが大臣になったつもりで。

私たち自身も、例えばアフガニスタンに對する
介入だとかそれからチエコスロバキアに對して軍
事介入したとか、あれは全部間違ひなのですよ。
やつぱりその国の民族は自分たちがどう歩むべき
かというのを自分たちが決めるべきなのです。
ね。だから、我々が外国に對して革命を輸出した
だとか輸入したとか、こんな考え方は絶対反対
ですよ。日本のことを決めるのはやつぱり日本の
国民が決めるべきだ。だから、ベトナムのことを
決めるのならベトナムの国民自身が決めるべき
だ、自分たちの道は。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは平和裏にね。

○立木洋君 そして、そういうことがやつぱり世
界平和の前提になるわけです。武裝、武器をふや
して力で外国を押さえつけようとするところに平
和が崩れていく根源があるわけですから。

ただ、アメリカの問題で私がなぜこの問題を取
り上げて言ふかといいますと、今度の一般教書
の中でブッシュ大統領がこのように歴史的にも間
違つてゐるベトナム戦争をいわゆる美化して非常
によかったというふうなことを言ひ出しているの
です。

これは挙げてお切りがありませんけれども、あ
のときのトンキン湾事件で大きな侵略をして、こ
れは間違つてゐたというふうな事になったわけ
ですけれども、当初はトンキン湾事件というのは、
あれは八月八日に行われた、これは全くの謀略事
件だったわけですね。それをアメリカの議会で議
決をして大統領に報復するときの権限を与えた。
それを国会が支持して、そして北爆を大々的に開
始した。ところが、まさにトンキン湾事件とい
うのはなかったことだということが後で明らか
になって、フルブライト委員長がこれに對してマク
ナマラにこまかされたということまで言つてお
る問題なのです。

これは去年の四月二十三日に京都で開かれた国
際新聞編集者協会の席上で、マクナマラ自身が国
防長官のときにベトナム戦争で大量の爆弾を落と
し多数の犠牲者を出したことをどう思うのかとい
う質問をされて、私は間違つてゐた本人自身が
答えたのです。それからキッシンジャー氏も、
ベトナムに軍隊を派遣すべきではなかった。か
つてのカーターさん自身も、ベトナムで失敗した
これは知的及び道徳的貧困の最もよい例である
ということまで言つてゐるわけですね。

だから、既にベトナムに對するアメリカの侵略
戦争というのはこれはまさに国際的にも誤り
であつたということが明確にされて、国連の一九六
〇年の植民地独立宣言から始まって不干渉宣言か
ら友好関係宣言からずっと、やつぱり外国に對し
ては、他民族に對しては武力でもって干渉しては
ならないということがつくられてきてゐる国際
的な常識なのです。それを今になってブッシュさ
んがベトナム戦争がよかったのだというふうなこ
とを言つて美化し出している。そして、自分は世
界の指導者だ、それで自分たちの力に任されて
ゐるのだというふうなことを言ひ出すとこれは大
きなことになる。そういうふうなことは本當の意
味での他民族の自決権を尊重した意味での世界の
平和の秩序が確立できない。

そういう重要な状況が出されてゐるときに日本
の外務大臣の渡辺さんが上田さんの質問に對して
ああいう答弁したのだから、これはちよつと私は
外務委員のメンバーの一人として黙つておくわけ
にはいかぬ。民族の自決権を尊重して世界の平和
の秩序を確立するためのあり方を真剣に考えるな
らば、あのベトナム戦争の誤つた教訓といふのは
しっかりと踏まえてやらなければいけない。これは
アメリカであれ中国であれソ連であれ、どこであ
れ我々は間違ひは間違ひだと言わなければならな
いわけですから、そういうことを踏まえてあの点
での答弁については民族の自決権を尊重するとい
う立場を明確にする答弁をすべきではなかったか
ということを重ねて述べておきたいのですが、い

かがでしようか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ベトナム議員連盟会
長としては傾聴すべき話でございますが、今直ち
に外務大臣としてあなたに全面賛成というわけに
いきません。よく研究をさせていただきます。

○立木洋君 この問題で先ほど大臣自身が質問さ
れたので若干加えて私が答弁しておきたいと思
うのですが、二十世紀の歴史の歩みについて私
たちが考へてゐる点で言えば、ソ連についても、アフガ
ニスタンに侵略したりチエコに侵略したりした
というのはあれは本當に人民を幸せにしようとい
ふような考えから逸脱したあり方なのです。これ
は大変な誤りなのです。これはアメリカであれ、
アメリカがグレナダに侵略するだとかどこに侵略
するだとかというの、これも同じように歴史に
よつて裁かれなければならない問題なのです。

民族の自決権といふことは一番最初は、二十世
紀の前は、もう釈迦に説法かもしれませんけれど
も聞いておいてください。結局あのときは進んだ
民族だけしか民族の自決権は認められなかった。
しかし、二十世紀の歴史の中であのナミビアが最
後の植民地として独立したように、百以上に上る
国々が独立した経過が二十世紀の歩みだったわけ
ですから、これはやつぱり人類の前進、英知の評
価として、あらわれとして尊重されなければなら
ないと思うのです。

ですから、もう一遍検討してみますと外務大臣
おっしゃいましたが、よくお考えになつていただ
いて、そして二十世紀の歴史の歩みの中から本當
の世界の平和の秩序をどういう方向に切り開いて
いくべきか。今や力によつて他国を押さへつけ
るなどということは歴史によつて審判された、裁か
れた、誤つた、つまり逆行するものだということ
を重ねて私は述べておきたいと思ひます。いかが
でしようか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 今の最終後段の部分
は私は同意します。

○立木洋君 終わります。

○高井和伸君 在外公館のことがきょうの法案の

テーマでございませうけれども、このほどペルー、
フジモリ大統領がお見えになりました。そして、
この在外公館の方は中を見ますと北半球のテーマ
になつておりますけれども、私はきょうは南半球
の特に中南米の外交政策について質問したいと思
ひます。

まず、外交を行う上でいろいろな要素があるわ
けでございませうけれども、外務省として人的にど
れほどの方が在外公館、中南米に限定いたします
が在外公館におられまして、さらに内部部局とい
いますか、日本においてはどれほどの対応をやつ
ておられるのか、そこからお尋ねいたします。

○政府委員(寺田輝介君) 御質問の二点でござい
ますが、本省中南米局におきましては、平成三年
度三十六名でございませう。ただし、平成四年度に
は増員されて三十八名となつております。

他方、中南米地域におきましては在外公館に勤務
してあります館員の数でございませうが、平成三年
度で二百八十四名、これが平成四年度になります
とかなり増員されておりました二百九十名になつ
ております。

○高井和伸君 私ども中南米でイメージをする
ときは、日本の移住者といふか、渡航されて現地で
永住されてゐる方が多い、日系人だとかそういう
イメージで考へておられますが、私がいろいろ勉強
しますと、鉱物資源を太極中南米に頼つてゐる側
面がグロースアップされております。

一般的に日本と中南米の関係において、日本の
生命線が中南米でいかほどのところで押さへられ
てゐるか、そういう質問の仕方をしますとどうな
るでしようか。

○政府委員(寺田輝介君) 手元に詳細な資料を持
ち合わせていませんで別途先生のもとに提出さ
せていただきたいと思います。一般的に申し上げ
てはございませうが、かなりの種類のもの、亜鉛
だとかそういうものにつきましては確かに中南米
は大変な資源国でございまして、我が国も実は中
南米諸国のそういった鉱物資源に依存してゐるわ

けでございませう。

○高井和伸君 せんだつてのペルーの大統領のお話の中にも、ペルーにある鉱物資源をぜひ大いに利用してくれと、こういうような発言がございました。ほかの問題もいろいろありますけれども、私が興味を持っているのは、日本国は中南米に対して外交政策として基本的にはどういうスタンスで、現在の外交スタンスはどのようなことになっているのか、御教示願いたいと思います。

○政府委員(寺田輝介君) 現在の中南米を一般的に申し上げますと、いわば八〇年代の失われた十年、そういった極めて気の毒な状況から脱しまして少しずつ明るさを見出しつつある、そういう状況下にあるわけでございます。そういう中において中南米諸国はほとんど大多数の国はシビリアン政府になっている、かつまた経済改革を一生懸命推進しようと、そういう状況にあるわけでございます。

したがって、そういった客観的な状況を踏まえて私どももいたしましては、経済改革を積極的に推進している国あるいは民主化のプロセスをさらに進めようとしている国、そういう諸国を積極的に支援する、そういった基本的なスタンスに立っております。

○高井和伸君 フジモリ大統領の例を出すまでもなく、日系人が大変中南米に多いわけですね。国によつて濃淡がありますが、私が見たところ、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ペルー、ボリビア、メキシコ、こういったところに日系人あるいは長期滞在者が大変多くなっております。こういった方々の活躍ぶりというのは即ややはり日本の外交政策、日本国の評価、いろんな面ではね返りがあるかと思ひます。

そういったときに、まず日系人の方々あるいは日本人そのものに外務省としてどういうスタンスでそういった方々をフォローアップしようとしておられるのか。日系人という言葉の中には、長期滞在あるいは永住者、日本国籍を持っておられる方、そしてその子孫というような数が出てくる

と思うのですが、そういった位置づけをどう考えておられるのか。

○政府委員(寺田輝介君) 中南米におきまして、正確な数はわかりませんが、恐らく百三十万以上の日系の方々それぞれ各地で活躍されておられるわけでございます。そういう日系人の社会の中で今般初めてフジモリ大統領がペルーで、ペルーは大体八万程度の日系人の方々がおられるわけでございますけれども、そこで誕生された。そこで、私どもとしましては、まずペルーのケースを見ておきますと、そういったフジモリ大統領、非常にまじめにかつ国のために再建計画を推進されておられる、そういった点に特に着目いたしまして、今般日本にお見えになりましたときに既に御案内のような大規模な援助をしたわけでございます。

こういうことをすることによって私どもが考えておりますのは、こういった日系人の指導者を持ちまじめに国づくりに立ち向かっている国を日本政府は正面から援助する、これは他の日系人を有しております諸国に対しましても政治的なメッセージだと思ひます。他方また、このフジモリ大統領、フジモリさんがペルーで大統領になったというところ、これは他の日系の社会にとつても大変な励ましになる、こういうふうなことでございませう。他方、私どもとしては常々、毎年行っておりますけれども、将来の日系人の指導者に日本に来ていただく、そういうような計画も実施しております。

○高井和伸君 少し細かい問題になりますが、失われた八〇年代というような言葉がございませうけれども、一般的に言つて債務累積問題あるいは麻薬問題というのが、そして民主化というような言葉で先ほどおっしゃられたように非常に政治的な側面が立ちおくれれている。こういったところへの支援の仕方というのは非常に難しくなると私ども思ひます。

そういった難しい支援の仕方を、今のお話の中にもかなりあらわれておりましたけれどもちよつと絞つて言いますと、累積債務問題については日

本はどのような対応をとつておられますか。

○政府委員(寺田輝介君) 現在、中南米全体を見ておきますと、債務の累積総額といひますのは四千数百億ドルに達しておられるわけでございます。これは開発途上国の三分の一の額を占めるわけでございます。

そういう中で私どもの債務に関する取り組み方を申し上げますと、やはり一つの国際的な枠組みの中で行つております。まず第一に、債務問題で問題が生じてきますと当該国はIMFとの協議を行つて、そこで通常の場合でございますとスタンダードバイクレジットが認められます。この第一段階が終わりますと次のステップといたしまして、これは公的債務の処理になります。やはり時間的余裕を与えて債務を返済してもらつてということで行つております。こういう二つのステップで、これは他の工業先進国と同様に日本も同じ措置をとつておられるわけでございます。

ついでながら申し上げますと、八〇年代の前半のいわゆる債務地獄という極めて残念な現象がございまして、九〇年代に入りましてそういったところから少しずつ脱却し、新たな発展に向かいつつあるというところは一般的に申し上げることができると思ひます。

○高井和伸君 中南米の財源はある意味では麻薬と誘拐だと、そんなような言葉であらわされてい

る側面が、裏の経済というが、そういったものかなりの事実上の力を持つています。そういった中で、麻薬対策に対して日本は中南米との関係ではどんな措置をとつておられるのか。

○政府委員(寺田輝介君) 麻薬の問題でございませうが、中南米諸国におきましても麻薬の問題に關しましては、ただ単独でこの問題にぶつかつていくというところから他の国々と共同して対応するという動きが見られるわけでございます。

ではこういった関係国の努力を十分評価する。他方、日本としては何が出来るかということになりますと、これは従来より国際機関に対して資金協力をやつていく。例えば具体的に申し上げますと国連の中にもUNDCP、国連薬物統制計画というのがございませう。九一年度には三百万ドルを拠出する、こういったマルチの協力をするということもやつております。

他方、二国間ベースでも協力をやつておられます。これはかなり伝統がある協力でございますが、例えば一九六二年以来技術協力の枠組みの中で麻薬犯罪取り締まりセミナーをJICAベースで実施しておりますので、こういった協力を続けていく、あるいは麻薬犯罪防止のための第三国研修、実はコスタリカにそういった研究所がございませうので、そこに日本政府としましては人的あるいは資金的な貢献を行つて、こういうことを行つております。

他方、特に中南米におきましても麻薬の問題といひますのは、やはり麻薬を栽培する山岳地帯、農村地帯の農民の貧困問題というものがあつてございませう。そういった農民の生活をよくするというのが実は麻薬問題の解決の第一にもなるわけでございます。そういったわけでございませうので、私どもとしましては通常の経済協力の枠組みの中でこういった麻薬の問題を抱える国々に対する農村のインフラ整備に協力する、こういった協力を行つておられるわけでございます。

○高井和伸君 あと誘拐の問題でございませう。日本人の在外邦人の生命の安全の問題が非常に問題になりつつあり、せんだつても近々の問題として行方不明者を出している。そういったことは経済的な問題よりもむしろ政治的な不安が非常に広がつていっているという側面なのではないかと思ひますが、こういった問題に個別に一つ一つの身の代金を払つて解決する。

いろいろな問題があるでしょうけれども、トータル的には、これは今のお話の中にございませうような国際機関へのでこ入れという側面もあるの

でしようけれども、ある意味では外務省自身の現地における実力、パワーをつけておく必要がもつとあるのじやなかろうか。そんな観点からも私は見なきゃいかぬのじやないかと考えておるわけですが、この現地の邦人の保護というのですか身の安全という側面、非常に危機的な状況が特に中南米に多く見受けられるわけでございます。その対策はどうされるのか、現状と展望をお願いいたします。

○政府委員(寺田輝介君) 大変残念なことでございますが、最近ではパナマで発生したり確かに中南米の一部の国々におきましてはこういった不幸な事件が続いておるわけでございます。これは何と申し上げても、やはり経済改革を進めている過程において経済的にいろいろ難しい問題が出てくる、その結果としてそれが経済的な動機に基づいて犯罪の発生要因になっているという側面がございます。そういう事態を抱えております現地大使館におきましては、常々より在留邦人の皆様の安全確保という観点から最大限の情報収集、安全対策に努力しておるわけでございます。

具体的措置といましては、現地におきましては大使館及び在留邦人の方々との間に一つのネットワークがございますので、そういうネットワークを通じて定期的に治安情勢の説明あるいはテロ対策の措置について助言を行う、そういうことによつて可能な限り在留邦人の安全確保に一緒に協力させていただく。また、場合に応じましては、大使館の名におきまして現地政府に対して在留邦人の安全確保についての配慮方を求めるべく申し入れも行っております。

他方、日本から渡航をされる方が多くあるわけでございますが、そういう場合には事前に渡航情報を出す、あるいは極めて危険な場合渡航自粛を事前に周知せしめる、こういうことをやっておるわけでございます。

こういった中で、特に東京におきましても確かに民間サイドで非常に情報入手が難しいと思われまはすのはやはりこういった中南米各国におきま

テロ関係の情報でございますので、これは東京におきましてテロ関係の情報を提供する、こういうことをやっておるわけでございます。

具体的な措置をこの場で御説明いたしますと、御案内のことと思いますが、平成三年度予算におきましては、実は外務省誘拐対策のビデオを作成しております、これを御希望の向きには無料で貸し出しするあるいは実費でお分けする。その他爆弾テロ対策あるいは誘拐対策用のパンフレットなどもつくっております、こういうものを無料配付し事前に十分注意していただくというような措置をとつておるわけでございます。

今後といたしまして、私どもといたしましては、現地のみならず東京においても今申し上げたような努力を一層続ける必要があるというふうに感じておるわけでございます。

○高井和伸君 最後に外務大臣に、これからの中南米政策、これに対する展望と意気込みと決意をお述べいただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 中南米は人口も多い資源もありますので、それぞれの国々が自助努力、自分の力ではい上らうというところで国際機関等に対するいろいろな約束を履行するというところであれば、我々としてはできるだけこれに支援をしてまいりたい、そう考えております。

○高井和伸君 ありがとうございます。

○委員長(大塚淑子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、堂本暁子君が委員を辞任され、その補欠として三重野栄子君が選任されました。

○猪木寛至君 本日の法律案に関しては基本的に賛成ということですが、私も在外公館は海外へ行つたときによくお世話になるわけですが、本場に職員の方々が御苦労だなどという反面、全く給料なんか上げる必要はないのじやないかという人も一部にはある。そういう中で、しかしながらやはり外交が非常に重要な時期に、いつだったですか

ね、二年ぐらい前たしか質問をさせてもらったのですが、今の予算で十分でしようかという話で、これはちなみに北海道と比較すると外務省は大変人数的には少ないですという、当時中山大臣だったと思ひますから返事をされたと思ひます。大変はかの省庁から突き上げがあったという話をその後聞いておりますが、ひとつ頑張つていただきたいと思います。

そこで、今回私は三月の二日から十日間の予定でトルクメンの方へ行つてまいりました。我々が旧ソ連を見るときにどうしてもロシアを中心になんとなく一色でしか見えなかつた部分で、実際に今回トルクメンに行つてみると、ここはかつてはシルクロードの交易基地というか、中央アジアの最南端に位置するわけですが、ちょうどカスピ海のキャビアの産地にもなるわけですが、ここが今大変重要なポイントではないかと行つてみて初めて私はわかつたのです。

先月アメリカのベーカー國務長官がわざわざその地を訪れまして、本来なら多分、大國のアメリカの國務長官が見向きもしなかつたところへ何でわざわざ行くのかなどということも考えますと、私は実際にそこを訪れまして、なるほどこれはアメリカとしても重要な拠点になるのだということを実際にそういう調査に行つたのじやないかと。

それは一つはやはり今トルコとイランの綱引きが非常に行われていく状況で、なぜかというところは大変天然資源が豊富であつて、かつてはウクライナにあるいはイスラムの近隣諸國に全部天然ガスを供給していたところなのですが、そのウクライナに対して三月の二日から供給をとめてしまつたという。そのためにウクライナの産業が二五%ストップする、あるいはきょう現在も続いておりますからそれ以上にウクライナの経済に影響してくるのじやないか。

そういう中で、外務省としてはこのトルクメンという國をどのような位置づけで見られておるか、ちよつと局長に意見をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(兵藤長雄君) 先生御指摘のとおり、トルクメニスタンは中央アジア五共和國を構成する一つの大事な國でございます。名前があらわしておられますように、トルコ民族発祥の原点でも地理的にはあるわけでございますが、私どもは、中央アジア五共和國の重要な一翼を担う共和國、しかも先生御指摘のように、いろいろな天然資源にも恵まれている共和國、しかしながら経済発展という点ではこの五共和國の中でもいろいろ難しい問題を抱えている共和國というふうに認識をいたしております。

○猪木寛至君 外務省としては、かつてトルクメニスタンに行かれたことがあるのでしょうか。

○政府委員(兵藤長雄君) 突然のお尋ねでございますが、外務省員全体の状況を把握しておりますけれども、例えば私ごとになって恐縮でございますが、私も、私自身、二十八年前にトルクメニスタンのアシハバード等を旅行いたしました報告書を出したことがございます。

時宜に應じまして情勢の把握ということで、時折中央アジアにもモスクワから大使館員を派遣をいたしまして巡回をさせているということに従来からいたしておりました。

○猪木寛至君 その訪問したときにアフエフという大統領と会見する機会を持ちまして、今置かれている状況の先ほど申し上げたトルコとイランの綱引きの中で、一つはイランのイスラム原理主義というのが非常に浸透してきている。ベーカー長官が行かれたのはそこに一つの要因があつたと思ふのですが、トルクメニスタンを拠点に原理主義を広めようということで、イスラム五カ國、旧ソ連邦のこの辺の中で非常に一部の人はそれを警戒している。実際に町の中に入りますと、町の角々にイスラムのお坊さんが立っているというような状況でありまして、一夜にしてホメイニさんの写真が町じゅうに張りめぐらされてしまふのじやないかというように危惧している人もいました。

それはさておいて、非常にアフエフさん自身が日本に目を向けておられて、まだ憲法もできて

おりませんし、日本をぜひお手本に、また経済援助も含めていろいろ御指導願いたいという話がありました。そういうことで来月ですか、大統領がアメリカに行った帰りにぜひ日本に寄らせてほしいという話が出ました。日程的な問題はまだわかりませんが、そういう話が出ましたので、もし来るような形になった場合に外務省としてはどういうような対応をしていただけるか、聞かせていただきたいと思ひます。

○政府委員(兵藤長雄君) トルクメニスタンとは既に国家承認をいたしておりますので、現在外交関係樹立のための話し合いを進めております。近々、渡辺外務大臣と先方のクリエフ外務大臣との間で外交関係の設定のための正式の書簡を交換するということにこぎつけ得ると思っております。外交関係の設定をいたしますれば公的に外交関係が始まるわけでございます。

今、外務大臣の訪日のお話が出ましたけれども、私も正式にはまだ、モスクワにおきましてトルクメニスタンの代表部と常時接触をとっておるわけでございますけれども、お話はまだ来ていないと存じますので、もしそういうお話が参りますれば、御訪日になる目的その他日程等を伺ひまして検討させていただきますというふうに考えております。

○猪木寛至君 先ほど申し上げたロシアから見た旧ソ連連邦とか、私がトルクメニスタンの位置からロシアを見たときに、全くいろいろな問題がここにあるなど、民族問題、宗教問題。そこからソ連の混迷している部分というのを見たときに当然タタールの問題というものも、これは石油資源が非常に豊富な部分で、このタタールがまた独立をしようというような動きがあります。

そういうような民族問題と、もう一つはエネルギーに絡んでくる問題、この辺が大変不透明な部分で私もわかりませんが、今後のソ連という部分で、ゴルバチョフ大統領の時代には日本政府としてはゴルバチョフ大統領だけを見ている。そうでないかもしれませんが、それで、今はエリツィン

大統領がおりますが、そこだけを見ている。しかしながら、その底流で動いているものというのは全然違うものが動いているような情報があるわけですね。

その辺について、私がこの間会ってきたのはボロシンという、これはロシア正教の宗教問題をやっていて大変エリツィン大統領を生むのに尽力した陰の実力者みたいな人ですが、この人自身がエリツィン大統領に対して見切りをつけているような情報があるのです。というのは、一つはガイダル、これは経済担当ですが副首相、この方に対して例えば今の経済問題の責任を押しつけてしまふ、それで自分自身は身をを守る。そして、九月に党大会がまたあるわけですが、そのときにはそういうことができないような状況になるだろう。そのときにエリツィン大統領の政治生命というものが問われるかあるいはそこで終わるかもしれないというようなニュースがありました。

これは正式なコメントは外務省としても言えない部分があると思いますが、やはり一番大事な部分は表の情報とまた裏の情報、この辺が非常に大事じゃないかと思うのですが、ちよつと大臣にその辺について伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは本場に建前の公式論と実態というものはかけ離れていることがしばしばありますから、真相をちゃんと把握することは非常に重要だと存じます。

○猪木寛至君 そして、このトルクメンを今回訪れまして、一つはクラスノボーツクというところへ参りました。ここは一九四〇年代にロシア人を含めて移住をして石油生産基地として始まったところなのですが、そのときに日本人の強制連行というのか、抑留者がそこへ連れていかれたという。全く私もその話は知らなかったのですが、実際にそこに墓地がありました。これは全く情報があることとだけ確認してまいりました。

そういうことで名簿も上がってこないのです。たしかゴルバチョフ大統領が日本に來られた

ときに名簿を持ってこられたと思うのです。その名簿の中にクラスノボーツクの亡くなった方たちの名簿はあるのでしょうか。

○政府委員(兵藤長雄君) 先生の大変に御熱心なこの面での御関心、大変ありがたく思ひます。でございますが、御指摘のゴルバチョフ大統領来日時に持参してまいりました名簿の中にこの墓地の資料がございました。それはクラスノボーツク墓地という名前のもとに、このクラスノボーツク墓地の見取り図と同時に六十一名の埋葬者の名簿を手にしてまいりました。したがって、私もそういう形でこの墓地の状況を把握し得たということでございます。

○猪木寛至君 私の方も生き残りというか、田沢さんという方がおられて、その方の情報をいろいろもらったのですが、記憶が確かじやないというところで、人数に関しては六十一人ぐらいじやないかということをおっしゃられましたので大体合います。

それで、名簿に名前ほとんどこれは明確に出ているのでしょうか。

○政府委員(兵藤長雄君) 若干不正確なところもございますけれども、名字、名前、生年月日、それから軍でございましたので階級、以上を記載した名簿を私どもは入手いたしました。

○猪木寛至君 その名簿を公開してもらふことはできるのでしょうか。

○政府委員(兵藤長雄君) 先生の特別な御関心でございますから、後刻コピーを差し上げることが可能だと思います。

○猪木寛至君 大変ありがたうございます。そういうことであれば大変仕事がかどると思ひます。近々墓参団を設けて行こうという話が今持ち上がっておりますが、一つはその墓地が恐らく整備されてきれいになっているとは私は思っていないのですが、トルクメニスタン政府としては、これから旧ソ連邦から独立して、自分たちが今までしたくてもそういうことはできなかったが、今後日

本とのあかしということで国家予算をとってそこに記念碑を建てたいという大統領の意向もありました。大変遠い国で我々も認識も薄かったのですが、ある意味で中東紛争、そしてこれからあつてはならないのですが、予測される民族紛争の種にもなる重要なポイントというか、そういう部分で日本が何か果たせる役割があるのではないかと。

そういう意味で、国づくりにひとついろいろな御指導をお願いしたい。例えばこの間、外交関係を一日も早く結んでほしいという話をしたときに、どういう手続をしていいかわからないのが向こうの政府の現状だと思うのです。そういう国なものですから、そこで枝村大使にもぜひその辺根気よくひとつ教えてあげてほしいということをお願いしてきます。

それで、もう一つは先ほど申し上げた天然資源が豊富であるということで、湾岸戦争あるいは歴史を見ますと、石油エネルギーの獲得というのか、そういう意味で今非常に環境問題と密接する部分で天然ガスの需要がふえてきている。天然ガスの取り合いというようなことでこれからいろいろまた問題が起きる可能性があるのじやないか。そういう意味で、全く旧ソ連連邦から独立した中で、もうすべてお任せしますからひとつ日本に手助けをしてほしいという話がありますので、その辺、大臣ひとつどうぞまた御理解をいただきたいと思ひます。

○政府委員(兵藤長雄君) 重ねてのいろいろな御指摘、大変ありがたく思ひます。猪木先生の非常に積極的な御助言等もいただきまして実は文書の作成は最終段階に入っております。

先生御指摘のように、先方も外交というものを全く経験していない。したがって、向こうの外務省もできたばかりでどういふ文書をどういふふうにかきたいかわからないという中で、例えば言語の問題が問題になりまして、先方はやはりロシア語は使えない。最終的に合意いたしましたのは、日本は日本語を正文とする、トルクメニスタ

ンはトルクメニ語を正文とする、しかし訳はロシア語ではなくて英語の訳をもって当てる、例えばそういうこと、細かいことでございますが、そういうことを今一つ一つ合意いたしているところでございまして、近々外交関係の設定は可能になるというふうに考えております。

それから慰霊碑のお話ございましたが、これはゴルバチョフ大統領が参りましたときに取り決めた捕虜収容所に抑留されていた者に関する日ソ間の協定でございましたが、トルクメニスタンとの外交関係設定の交渉の中で条約の継承、権利義務の継承ということも今確認中でございます。その中で私どもこの抑留者の問題に関しまして協定の明確な継承ということについても特別に照会をいたしまして、この協定もきちんと継承してその義務等を守っていきたいということを言っております。その中に慰霊碑の建立については受け入れ国が可能な範囲で協力するというのが書いてございまして、またそういうような動きがあればこの協定に従っているというお話が進むであろうかというふうに考えております。

○猪木寛至君 私はいこれで終わります。

○委員長(大瀧淑子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大瀧淑子君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大瀧淑子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大瀧淑子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大瀧淑子君) 旅券法の一部を改正する法律案、アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求め、千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、以上三件を便宜一括して議題といたします。政府から順次趣旨説明を聴取いたします。渡辺外務大臣。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいま議題となりました旅券法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

我が国民の海外渡航者数は、近年の国際化傾向とも相まって平成二年には一千九十九万人を突破、平成三年は湾岸戦争というマイナス要因にもかかわらずおおむね一千万人に達しました。これに伴い旅券発給件数も恒常的に増加、年間の新規の一般旅券の発給件数は五百万件近くに及んでおります。

このため、旅券発給窓口の混雑、旅券事務量の膨張、旅券管理事務の複雑化等の諸問題が生じてきており、その改善のため、平成元年の旅券法の改正により手続の簡素化、事務の整理合理化を行いますが、平成四年十一月に機械読み取り旅券、MRPを導入することに伴い、申請手続の簡素化と手数料の改定を行い、もって一層の国民の便宜及び行政効率の向上に資するため及び刑罰規定中罰金刑に係る所要の規定の整備を行うため見直しを図ろうとするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申

し上げます。

第一は、一部申請に際しての提出書類の省略であります。

現在有効な旅券を所持する者が、その残りの有効期間(いわゆる残存有効期間)が一年未満となった場合や所持する旅券の査証欄ページに余白がなくなったこと等の理由から旅券の切りかえをする場合に、当該有効な旅券を返納の上切りかえ発給の申請をするときは、戸籍謄(抄)本の提出を原則として省略し得ることとしたものであります。

第二は、手数料の改定であります。

一般旅券発給に係る手数料等は昭和五十三年以降据え置かれており、その間に消費者物価については四・九％、国家公務員の給与については人事院勧告ベースで五〇・三％とそれぞれ上昇しております。旅券の発給に係る行政コストも上昇しております。今回これらの経済事情の変動のもと、手数料の適正化を図るため、基本となる一般旅券の発給手数料につき二五％増の八千円から一万円に引き上げ、その他の手数料についてもこれに準じた引き上げを行うこととしたものであります。

第三は、罰金額の改定であります。

刑法その他罰則法規における罰金刑の額については、経済事情の変動等を理由に既に多くの該当法律について引き上げられており、それら罰金額との整合性を保つため、旅券法の罰則規定中の罰金額の最高限度についてその額の引き上げを行うこととしたものであります。

次に施行期日であります。

この法律は、一部申請に際しての戸籍謄(抄)本の提出省略及び罰金額の改定については平成四年八月一日から、手数料の改定については平成四年十一月一日からそれぞれ施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

アジア太平洋郵便連合一般規則は、アジア太平洋郵便連合憲章の適用及び同連合の運営を確保するための規則を定め、またアジア太平洋郵便条約は、同連合の加盟国の間の国際郵便業務について規定しているもので、同連合の加盟国にとつて締結が義務づけられているものであります。

この一般規則及び条約は、平成二年十二月六日、ニュージーランドのロトルアにおいて、アジア太平洋郵便連合の運営及び同連合の加盟国の間の国際郵便業務に関する事項について若干の改正を行った上で、現行の一般規則及び条約にかわるものとして作成されたものであります。

我が国がこの一般規則及び条約を締結することは、アジア太平洋郵便連合の加盟国として引き続き活動する上で必要であると認められます。

よつて、ここにこの一般規則及び条約の締結について御承認を求める次第であります。

次に、千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この議定書は、昭和五十四年十二月にブラッセルで開催された第十三回海事法外交会議において作成されたものであります。

この議定書は、一九二四年に作成され、一九六八年に改正された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約に定める運送人の責任限度についてさらに変更を加えて同条約を適用すること等について定めるものであります。

我が国がこの議定書を締結することは、最近の国際海上物品運送の実情に応じた船荷証券に関する規則の統一に寄与する見地から有意義であると認められます。

よって、ここにこの議定書の締結について御承認を求める次第であります。

以上二件の条約の締結につき、何とぞ、御審議の上、速やかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(大蔵次官) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

三件に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時九分散会

三月十日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十四日)

一、旅券法の一部を改正する法律案

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十二日)

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

を求める。

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書

この議定書の締結国は、千九百六十八年二月二十三日にブラッセルで作成された議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで作成された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約の締結国であるので、次のとおり協定した。

第一條 この議定書の適用上、「条約」とは、千九百六十八年二月二十三日にブラッセルで作成された議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで作成された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約及びその署名議定書をいう。

第二條 第一條第四條(a)を次のように改める。

(a) 物品の性質及び価額が荷送人により船積みに前に通告され、かつ、その通告が船荷証券に記載されている場合を除くほか、運送人及び船舶は、いかなる場合においても、当該物品の又は当該物品に関する滅失又は損害については、一包若しくは一単位につき六百六十六・六七計算単位又は滅失若しくは損害に係る物品の総重量の一キログラムにつき二計算単位のいずれか高い方の額を超えて責任を負わない。

第三條 第一條第四條(d)を次のように改める。

(d) この条にいう計算単位は、国際通貨基金の定める特別引出権とする。(a)の規定による金額は、訴訟が係属する裁判所の属する国の法令で定める日におけるその国の通貨の価値を基準として、その国の通貨に換算する。

第四條 特別引出権表示による価値は、国際通貨基金の操作及び取引のために国際通貨基金の適用する評価方法であつて換算の日において効力を有しているものにより計算する。

第五條 国際通貨基金の加盟国でない国の通貨の特別引出権表示による価値は、その国の定める方法により計算する。

第六條 国際通貨基金の加盟国でなく、かつ、自国の法令により前記の規定を適用することのできない国は、千九百七十九年の議定書の批准若しくは同議定書への加入の時に又はその後いつでも、自国の領域において適用するこの条約にいう責任の限度額を次のとおり定めることを宣言することができ

(i) (a)にいう六百六十六・六七計算単位については、一万貨幣単位

(ii) (a)にいう二計算単位については、三十貨幣単位

(i) 及び(ii)にいう貨幣単位とは、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムから成る単位をいう。(i)及び(ii)の規定による金額の当該国の通貨への換算は、当該国の法令の定めるところにより行う。

前記の規定による計算及び換算は、(a)において計算単位で表示されている金額と可能に限り同一の実質価値が当該国の通貨で表示されるように行う。

第七條 当該国は、計算の方法又は換算の結果を、千九百七十九年の議定書の批准書又は加入書を寄託する時に寄託者に通報する。当該国は、また、当該計算の方法又は当該換算の結果が変更された場合にはいつでも、その変更を寄託者に通報する。

第八條 第三條

この議定書の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

第九條 各締約国は、この議定書の署名若しくは批准又はこの議定書への加入の際に、前条の規定に拘束されない旨を宣言することができる。

(1)の規定に基づいて留保を付した締約国は、ベルギー政府に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第五條 この議定書は、千九百二十四年八月二十五日の条約若しくは千九百六十八年二月二十三日の議定書に署名した国又は条約の締結国による署名のために開放しておく。

第六條 (1) この議定書は、批准されなければならない。

(2) 条約の締結国でない国によるこの議定書の批准は、条約の批准の効果を生ずる。

(3) 批准書は、ベルギー政府に寄託する。

第七條 (1) 第五條に規定されていない国は、この議定書に加入することができる。

(2) この議定書への加入は、条約への加入の効果を生ずる。

(3) 加入書は、ベルギー政府に寄託する。

第八條 (1) この議定書は、五の批准書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

(2) 五番目の寄託の後にこの議定書を批准し又はこれに加入する国については、この議定書は、その国による批准書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

第九條 (1) いずれの締結国も、ベルギー政府に対する通告により、この議定書を廃棄することができる。

(2) 廃棄は、ベルギー政府が(1)の通告を受領した

第四條 各締約国は、この議定書の署名若しくは批准又はこの議定書への加入の際に、前条の規定に拘束されない旨を宣言することができる。

(1)の規定に基づいて留保を付した締約国は、ベルギー政府に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第五條 この議定書は、千九百二十四年八月二十五日の条約若しくは千九百六十八年二月二十三日の議定書に署名した国又は条約の締結国による署名のために開放しておく。

第六條 (1) この議定書は、批准されなければならない。

(2) 条約の締結国でない国によるこの議定書の批准は、条約の批准の効果を生ずる。

(3) 批准書は、ベルギー政府に寄託する。

第七條 (1) 第五條に規定されていない国は、この議定書に加入することができる。

(2) この議定書への加入は、条約への加入の効果を生ずる。

(3) 加入書は、ベルギー政府に寄託する。

第八條 (1) この議定書は、五の批准書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

(2) 五番目の寄託の後にこの議定書を批准し又はこれに加入する国については、この議定書は、その国による批准書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

日の後一年で効力を生ずる。

第十條

- (1) 各国は、署名、批准若しくは加入の時に又はその後いつでも、ベルギー政府に対する書面による通告により、自国がその国際関係について責任を有する領域のうち、この議定書を適用するものを宣言することができる。この議定書は、ベルギー政府が当該通告を受領した日の後三箇月で、当該通告において特定された領域について適用する。ただし、当該国についてこの議定書が効力を生ずる日前には適用しない。
- (2) この適用領域の拡大は、条約がこれらの領域にまだ適用されていない場合には、条約についても適用する。
- (3) (1)の規定に基づいて宣言を行つたいずれの締約国も、その後いつでも、ベルギー政府に対する通告により、これらの領域についてこの議定書の適用を終止する旨の宣言を行うことができる。この廃棄は、ベルギー政府が通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第十一條

- ベルギー政府は、署名国及び加入国に対し、次の事項を通報する。
- (1) 第五條から第七條までの規定に基づき行われた署名、批准及び加入
- (2) 第八條の規定に基づきこの議定書が効力を生ずる日
- (3) 前條の規定に基づく適用領域に関する通告
- (4) 第二條の規定に基づく宣言及び通報
- (5) 第四條の規定に基づく宣言
- (6) 第九條の規定に基づき行われた廃棄
- 以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。
- 千九百七十九年十二月二十一日にブラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府は、認証謄本を発行する。

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 三、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約

日本国政府及びルクセンブルグ大公国政府は、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一條

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二條

1 この条約は、次の租税について適用する。

- (a) ルクセンブルグ大公国においては、
- (i) 個人所得税
- (ii) 法人税
- (iii) 法人の役員報酬に対する税
- (iv) 財産税
- (v) 地方官業税
- (以下「ルクセンブルグの租税」という。)
- (b) 日本国においては、
- (i) 所得税
- (ii) 法人税
- (iii) 住民税
- (以下「日本の租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない)についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三條

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

- (a) 「ルクセンブルグ」とは、ルクセンブルグ大公国をいい、また、地理的意味で用いる場合には、ルクセンブルグ大公国の領域をいう。
- (b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域(領海を含む)及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域(海底及びその下を含む)をいう。
- (c) 「一方の締約国及び他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はルクセンブルグをいう。
- (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はルクセンブルグの租税をいう。

はルクセンブルグの租税をいう。

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体を含む。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びにいずれか一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがいずれか一方の締約国の租税に關し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く)をいう。

(j) 「権限のある当局」とは、

(i) ルクセンブルグについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に關する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

4 第四條

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 一方の締約国の居住者として課税を受けるべきものとされる者は、

いう。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則によるものとする。

(a) 当該個人は、その人的及び経済的関係が最も密接な締約国(重要な利害関係の中心がある国)の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事実を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

第五節
1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐる場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所
(b) 支店
(c) 事務所
(d) 工場
(e) 作業場
(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事は、十二箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」

施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動のみである場合は、この限りでない)。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行つてゐるといふ理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約

国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるものであるか否かを問わない)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六節
1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産の用語」は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているか否かを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七節
1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従ふことを条件として、一方の締

約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する償行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその償行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由として、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八節
1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対

しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ルクセンブルグの企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でルクセンブルグにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のため

に当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2

一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであらう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を

行う。この調整に当たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行つた又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有する

ものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利得に対しては、当該利得が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利得の受領者が当該利得の受益者である場合には、当該利得の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利得であつて、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a) ルクセンブルグについては、

(i) 国立信用投資公社

(ii) ルクセンブルグ政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が隨時合意するもの

(b) 日本国については、

(i) 日本銀行

(ii) 日本輸出入銀行

(iii) 海外経済協力基金

(iv) 国際協力事業団

(v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が隨時合意するもの

5 この条において、「利得」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利得の受益者が、当該利得の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行つた又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利得の支払の基因となつた債券が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利得は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利得の支払者締約国の居住者であるか否かを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該利得の支払の基因と

なつた債務が当該恒久的施設又は固定施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に從つて租税を課することができ。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができ。

2 1の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国内においても、当該締約国の法令に從つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは學術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模倣、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは學術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは學術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受領する

料金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七條又は第十四條の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に從つて租税を課することができる。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六條に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡に

よつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者がこの条の1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該固定施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、學術上、文學上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 次條、第十八條、第十九條及び第二十一條の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、勤務が他方の締約国内において行われないう限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に對しては、次の(a)から(c)までに掲げることと条件として、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に對しては、当該一方の締約国内において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四條及び第十五條の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内

で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七條第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によって行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十八条

1 次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、老齢、心身障害及び遺族に係る年金保険に関する千九百八十七年七月二十七日の法律又はその修正若しくはそれへの追加としてルクセンブルグにおいて将来制定されることのあるその他の法律に基づいて日本国の居住者に支払われる年金その他これに類する報酬に対しては、ルクセンブルグにおいて租税を課することができる。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は

当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われる報酬（退職年金を除く。）に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民
(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に對し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、

当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

第二十一条

1 一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため当該一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間滞在する個人であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものは、その教育又は研究に係る報酬でその者が当該他方の締約国において租税を課されるものにつき、当該一方の締約国において租税を免除される。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十二条

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六條2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七條又は第十四條の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないものに對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第二十三条

1 第六條2に定義する不動産である財産で、一

方の締約国の居住者が所有し、かつ、他方の締約国に存在するものに對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の使用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国においてその用に供している恒久的施設に係る財産（不動産を除く。）に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国の企業が所有し、かつ、国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）については、他方の締約国の租税を免除する。

4 一方の締約国の居住者が所有するその他のすべての財産については、他方の締約国の租税を免除する。

第二十四条

1 ルクセンブルグにおいては、二重課税は、次のとおり除去される。

(a) ルクセンブルグの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得し又は日本国に存在する財産で日本国において租税を課されるものを所有する場合に、ルクセンブルグは、(b)及び(c)の規定が適用される場合を除くほか、当該所得又は当該財産に對して租税を免除する。

(b) ルクセンブルグの居住者が第十条から第十二条まで、第十三條4及び第二十二條3の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合に、ルクセンブルグは、日本国において納付される租税の額を当該居住者の所得に對する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国において取得される所得に對する部分を超えないものとする。

(c) ルクセンブルグの居住者が取得する所得又

は所有する財産についてこの条約の規定に従ってルクセンブルグにおいて租税が免除される場合には、ルクセンブルグは、当該居住者の残余の所得又は財産に対する租税の額の算定に当たっては、その免除された所得又は財産を考慮に入れることができる。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従ってルクセンブルグにおいて租税を課される所得をルクセンブルグにおいて取得する場合に、当該所得について納付されるルクセンブルグの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を越えないものとする。

(b) ルクセンブルグにおいて取得される所得が、ルクセンブルグの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるルクセンブルグの租税を考慮に入れるものとする。

第二十五条

この条約の所得に対する課税に関する規定は、ルクセンブルグの千九百二十九年七月三十一日の法律及び千九百三十八年十二月十七日の政令（その後に行われたこれらの法令の改正を含む。）の適用を受ける持株法人（ルクセンブルグの法律に基づいて同様の租税上の特別な待遇を享受するその他の法人で両締約国の政府間で合意するものを含む。）については、適用しない。この条約のこれらの規定は、日本国の居住者がこれらの法人から取得する所得についても、適用しない。

第二十六条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において

て、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一8又は第十二6の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されてお

り若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十七条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案

について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ

る。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができ

る。4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができ

第二十八条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約又はこの条約が適用される租税に対する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り。）を実施するために必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関する者又は当局（裁判所及

び行政機関を含む。）に対してのみ開示することができ。これらの者又は当局は、当該情報をこれらの目的のためにのみ使用することができ。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができ

る。2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものとして解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十九条

1 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、いずれの締約国に対しても、1の租税を徴収するよう努める締約国の規則及び慣行に抵触し又は当該締約国の公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第三十条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第三十一条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) ルクセンブルグにおいては、

(i) この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に源泉徴収される租税

(ii) この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得及び財産に対するその他の租税

(b) 日本国においては、
この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

第三十二条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) ルクセンブルグにおいては、

(i) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に源泉徴収される租税

(ii) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得及び財産に対するその他の租税

(b) 日本国においては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十二年三月五日にルクセンブルグで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

矢田部厚彦

ルクセンブルグ大公国政府のために

J・ボース

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるとの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約

日本国政府及びノールウェー王国政府は、所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約は、次の租税について適用する。

(a) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) ノールウェーにおいては、

(i) 国税である所得税

(ii) 県税である所得税

(iii) 市税である所得税

(iv) 国税である租税平衡基金に対する分担金

(v) 海底の石油資源の探査及び開発並びにこれらに関連する活動及び作業（生産された石油のパイプライン輸送を含む。）についての国税である所得税

(vi) 国税である非居住者芸能人の報酬に対する賦課金

(以下「ノールウェーの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。而して締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「ノールウェー」とは、ノールウェー王国をいい、ノールウェー王国の領海の外側に位置する水域でノールウェー王国が国際法に基づき、かつ、ノールウェーの国内法に従って海底及びその下（これらに存在する天然資源を含む。）に関する自らの権利を行使することができものを含む。ただし、スヴァバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にあるノールウェーの属領を含まない。

(c) 「一方の締約国」と及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はノールウェーをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はノールウェーの租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に法人格を有する団体として取り扱われる団体を含む。

(g) 「一方の締約国の企業」と及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

「国民」とは、

(i) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(ii) ノールウェーについては、ノールウェーの国籍を有するすべての個人及びノールウェーにおいて施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運送する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(ii) 「権限のある当局」とは、

(i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) ノールウェーについては、財務閣僚大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当

する個人については、次の原則によるものとする。

(a) 当該個人は、その人的及び経済的關係が最も密接な締約国（重要な利害關係の中心がある国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事業を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

3 建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督若しくはコンサルタントの活動は、十二箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の

締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ、

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際

運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

3 一方の締約国の企業が国際運輸に使用されるコンテナ及びその運送のための関連設備の使用から取得する利得については、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、日本国において課する事業税及びノールウェーにおいて課する資本税について準用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のため当該一方の企業の利得となつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであらう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該一方の締約国は、適当な場合には、その利得に對して当該一方の締約国において課された租

税の額につき適当な調整を行うことができる。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払ふものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に對しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に從つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとす。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に對する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役

務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七條又は第十四條の規定を適用する。

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に對しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に從つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとす。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の中央政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央政府又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の中央政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央政府の所有する金融機関によつて保証

された債権、これらによつて保険に付された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、

(i) 日本銀行

(ii) 日本輸出入銀行

(iii) 海外経済協力基金

(iv) 国際協力事業団

(v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が隨時合意するもの

(b) ノールウェーについては、

(i) ノールウェー中央銀行

(ii) ノールウェー輸出信用保証機関

(iii) ノールウェー政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が隨時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは適用しない。この場合には、第七條又は第十四條の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の中央政府、地方公共団体若しくは

は居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるか否かを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設又は固定施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみに適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条の他の規定に妥當な考慮を払った上、各締約国の法令に従つて租税を課することができ。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 1の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国内においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは學術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作權、特許權、商標權、意匠、模型、圖面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の權利の對價として、又は産業上、商業上若しくは學術上の經驗に關する情報の對價として受領するすべての種類の支払金をいう。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるか否かを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5 1、2及び4の規定は、文学上、美術上若しくは學術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作權、特許權、商標權、意匠、模型、圖面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。ただし、その収入に係る収益に對して次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料若しくは収入の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となった權利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定施設と實質的な關連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 使用料又は収入の支払の基因となった使用、權利又は情報に對して考慮した場合において、使用料若しくは収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、使用料又は収入の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみに適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条の他の規定に妥當な考慮を払った上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

3 一方の締約国の居住者が國際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が國際運輸に使用されるコンテナ及びその運送のための關連設備の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

約国において租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者である個人が自由職業その他の獨立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が繼續するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合に、当該所得に對しては、当該固定施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じて当該他方の締約国内において取得した部分についてのみに、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、學術上、文學上、美術上及び教育上の獨立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、齒科医師及び公認會計士の獨立の活動を含む。

第十五条

1 次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、勤務が他方の締約国内において行われないう限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に對しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が繼續するいかなる十二箇月の期間においても合計百八十三日を超えない

期間当該他方の締約国内に滞在すること。
(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができ。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われ、かつ、いずれかの締約国若しくはいずれかの締約国の地方政府若しくは地方公共団体の公的資金又はいずれかの締約国の特別の法人若しくは非営利団体の資金により実質的に賄われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、

当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができ。

もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人により行われる活動であつて、いずれかの締約国若しくはいずれかの締約国の地方政府若しくは地方公共団体の公的資金又はいずれかの締約国の特別の法人若しくは非営利団体の資金により実質的に賄われるものから生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に對し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができ。

2 (a) 当該他方の締約国の国民
(i) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの
(ii) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方

政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に對し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。

(b) もつとも、次の(i)又は(ii)に該当する場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができ。

(i) (a)の個人が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合
(ii) 退職年金を支払う当該一方の締約国において当該退職年金に対して租税を課されない場合

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国において租税を免除される。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

第二十一条

1 この条の規定は、この条約の他の規定にかかわらず、この条に定める活動又は所得について適用する。

2 (a) 一方の締約国の居住者で他方の締約国の海底及びその下に存在する天然資源の探査又は

開発に関連して当該他方の締約国内の沖合において活動を行う者は、当該活動に関し、当該他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、当該恒久的施設を通じて事業を行うものとされ、又は当該他方の締約国内に固定的施設を有するものとされる。

(b) (a)の規定は、当該活動が、継続するいかなる十二箇月の期間においても合計三十日を超えない期間行われるものである場合には、適用しない。この(b)の規定の適用上、

(i) 一の企業が当該他方の締約国内において行う活動は、その活動が当該一の企業と連携を有する他の企業の当該他方の締約国内における活動に関連する場合に、当該他の企業により行われたものとみなされる。

(ii) 一の企業が他の企業により直接若しくは間接に支配されている場合又は双方の企業が同一の第三者により直接若しくは間接に支配されている場合には、両企業は、相互に連携を有しているものとされる。

(c) (a)の規定は、一方の締約国の企業が他方の締約国の海底及びその下に存在する天然資源の探査若しくは開発に関連する活動が行われている地点への若しくはこれらの地点の間における物品若しくは人員の輸送を行う場合又は当該一方の締約国の企業がそのような活動に付随して引き船その他の船舶を運用する場合に、適用しない。この場合には、その輸送又は引き船その他の船舶の運用から生ずる利得に対しては、当該企業が居住者である締約国においてのみ租税を課することができ。

3 (a) 一方の締約国の居住者が他方の締約国の海底及びその下に存在する天然資源の探査又は開発に関連する勤務について取得する給料、資金その他これらに類する報酬に対しては、当該勤務が当該他方の締約国内の沖合において行われるものである場合には、当該勤務が当該年を通じて合計三十日を超える期間行われることを条件として、当該他方の締約国に

において租税を課することができる。

(b) (a)の規定は、一方の締約国の居住者が他方の締約国の海底及びその下に存在する天然資源の探査若しくは開発に関連する活動が行われている地点への若しくはこれらの地点の間における物品若しくは人員の輸送を行う船舶若しくは航空機内において行われる勤務又はそのような活動に付随して運用される引き船その他の船舶内において行われる勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬については、適用しない。この場合には、これらの報酬に対しては、その航空機及び引き船その他の船舶を運用する企業が居住者である締約国において租税を課することができる。

第二十二條

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六條2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七條又は第十四條の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであって前各条に規定のないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第二十三條

1 日本国以外の国において納付される租税を日

本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従ってノールウェーにおいて租税を課される所得をノールウェーにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるノールウェーの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を越えないものとする。

(b) ノールウェーにおいて取得される所得が、ノールウェーの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるノールウェーの租税を考慮に入れるものとする。

2 ノールウェー外の領域において納付される租税をノールウェーの租税から控除することに關するノールウェーの法令の規定に従い、

(a) ノールウェーの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ノールウェーは、日本国において納付される租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国において租税を課される所得に対応する部分を越えないものとする。

(b) ノールウェーの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従ってノールウェーにおいて租税が免除される場合には、ノールウェーは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たっては、その免除された所得を考慮に入れることができる。

第二十四條

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国におい

て、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されておらず若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一條の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九條1、第十一條8又は第十二條7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たっては、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されておらず若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第二條の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十五條

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案

について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決しよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決しよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十六條

1 両締約国の権限のある当局は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）を実施するために必要な情報を交換する。情報の交換は、第一條の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に關与する者又は当局（裁判所及

び行政機関を含む。）に対してのみ開示することができ、これらの者又は当局は、当該情報とこれらの目的のためにのみ使用することができ、これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十七条

1 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、いずれの締約国に対しても、1の租税を徴収するよう努める締約国の規則及び慣行に抵触し又は当該締約国の公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第二十八条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

3 千九百六十七年五月十一日にオスロで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約は、2の規定に従ってこの条約が適用される所得につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

第三十条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。千九百九十二年三月四日にオスロで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

沢井昭之

ノールウェー王国政府のために

ヘルゲ・ヴィンデネス

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第七条の規定は、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用又は使用の権利の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受領する料金

に対して適用する。

2 条約第十五条に關し、ノールウェー、デンマーク及びスウェーデンの共同航空運送事業体であるスカンディナヴィア航空企業組織（SAS）が国際運輸に運用する航空機内において行われる勤務に係る報酬をノールウェーの居住者が取得する場合に、当該報酬に対しては、ノールウェーにおいてのみ租税を課することができ、

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。千九百九十二年三月四日にオスロで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

沢井昭之

ノールウェー王国政府のために

ヘルゲ・ヴィンデネス

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求め、

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書

日本国政府及びオランダ王国政府は、千九百七十年三月三日にヘーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約（以下「条約」という。）を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

条約第十一条3を次のように改める。

3 2の規定にかかわらず、一方の国の居住者である法人が他方の国の居住者に支払う配当に対して当該一方の国において課される租税の額は、当該配当の受領者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の金額の五パーセントを超えないものとする。

第二条

条約第二十六条の次に次の二条を加える。

第二十六条のA

1 両国の権限のある当局は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する両国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り。）を実施するために必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の国が受領した情報は、当該一方の国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に關与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示することができ、これらの者又は当局は、当該情報をこれらの目的のためにのみ使用することができ、これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の国又は他方の国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の国又は他方の国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十六条のB

1 各国は、この条約に基づいて他方の国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によつて享受されることのないようにするため、当該他方の国が課する租税を徴収するよう努める。ただし、その者が当該特典を受ける権利を有しないことについて両国の権限のある当局の間に合意があることを条件とする。当該他方の国が課する租税の徴収を行う国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の国に対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、いずれの国に対しても、一方若しくは双方の国の規則及び慣行に抵触し又は一方若しくは双方の国の公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第三条

1 この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この議定書は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、双方の国において、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

3 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十二年三月四日にヘーグで、ひとしく正文である日本語、オランダ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、

英語の本文による。

日本国政府のために

藤田公郎

オランダ王国政府のために

M・J・J・ファン・アメルスフォールト

第一号中正誤

ページ 段 行 誤

五 一 三 基本的には 基本的には

ハ 二 三 終わり あた あった

三 三 八 本体と 本体の

平成四年四月十六日印刷

平成四年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P